

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日の三浦議員の一般質問で答弁の補足の申し出がありましたので、認めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 昨日の三浦議員からの一般質問の中で、源水地域に津波避難場所の誘導看板が立っているが、今回の津波避難マップに反映されていないとのご指摘をいただきました。

早速現地の調査をしたところ、議員ご指摘の看板は源水地域で4枚設置されており、看板の設置者はいずれも源水自治会、源水自主防災会であることを確認できました。このことから、源水地域で避難する場所を決め自主的に設置したものであることから、今回作成しました津波避難マップには反映していないことをご報告申し上げたいと思います。

なお、本年度策定予定としております避難計画策定事業においては、住民ヒアリングを通じて地域の情報を計画に反映させてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。以上であります。

○

日程第1 報告第8号 和解及び損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第1、報告第8号和解及び損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 報告第8号和解及び損害賠償額の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

専決処分書をお開き願います。

1の和解及び損害賠償の相手方は、記載のとおりであります。

2、損害賠償の額は28万7,462円であります。

3、和解の内容は、損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしないとしております。

4、損害賠償の原因につきましては、平成26年4月26日午前10時ごろ上閉伊郡大槌町安渡一丁目7番33号、大槌町火葬場で実施予定の相手方先祖の土葬骨火葬について、業

務委託先の一般社団法人大槌町シルバー人材センターと町との事前連絡の不備から火葬が行われなかったことにより、遠方から訪れた相手方家族の旅費等の損害を与えたものであります。なお、専決処分日は平成26年5月30日であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） まず、こういうことがあるのかなという。どこかのそれこそ修学旅行の中でバスを手配したんだけど、そのバスが来なかったという事件がどことは言わないけれども皆さん知っていると思いますけれども、そういうことがありました。よそごとだな、中にはこういう事態もあるんだなということを見ておりましたけれども、またこの前は何かのスポーツの大会で出る可能性のある人たちがちょっとのミスで出られなかったとか、そういうことが多々新聞紙上等で見受けられますけれども、我々この大槌にはまさかそんなことはないだろうなという思いでいたんですけれども、そのまさかの坂が大槌にも起こったということ。やっぱり大槌も開けた町だなと逆に喜んでいいのか、何だ、こんなものかという思いでいるのと半々なんですけれども、実際的に火葬場を利用するときにはそれこそ火葬の許可証をもらったり、例えば何か月前であろうと何であろうと、予約があればあったなりにそれなりの受け付けがあって、そしてしかるべき例えば今のシルバーに委託するなりにも連絡体制がありながら、そうしてやるべきものではないかなと思っているんですけれども、インターネットで予約したんだかなんだかそれはわかりません。しかし、こういうことは前代未聞でありまして、例えばその同じ日に順番で、うちのおやじも死んだ、となりのじいさんも死んだ、同じ時間帯なんだけれども火葬したい。いや、この日はもう決まっているからだめですよというならば、何も言いませんけれども、せっかく前もってそういうのを予約しながらできなかったよというこの事態。行政だけでそういう損害賠償を払えばいいといったものではないと私は思います。それこそ委託されたシルバーであろうと何であろうと、そういうところも関連責任が出てくるのではないかなとそういう思いで私は質問しているんですけれども、こういうことはしょっちゅうあるものではないが、たまたま大槌でもそういう事態があったということで、私はあえて物申しているんですけれども、本当は言いづらい話なんです。こういう恥ずかしい話で。だからその辺の事情をただ損害賠償、交通費を払えばいいんじゃなく、今後どのようにどうやってどうするのか。例えば今その火葬許可証があって、それがどういうふうにならなくなってやっていくのか。それがちゃんとした帳簿と

言えばなんですけれども、その予約に載っていたのかいないのか。その辺のところをはつきりとお伺いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） では、本件の概要についてちょっとお話ししたいと思います。

この件は、4月7日、月曜日ですけれども、相手から先祖の土葬骨の火葬を4月26日、土曜日午前10時で予約を受けました。それに伴って大槌町の火葬場の維持管理業務の委託先である大槌町シルバー人材センター火葬業務従事者に火葬日程をファクスと電話で報告しました。許可日から火葬の日まで約3週間要することから、再度前日の4月25日、この日に連絡を確認することとしておりましたが、その前日の連絡を忘れてしなかったものであります。

また、火葬予定の4月26日の状況であります。相手方の家族が大槌町火葬場へ到着しましたが、火葬業務従事者が出勤せず、予定していた土葬骨火葬が実施できなかったものであります。

その後、町としての対応は、同日夕方になりますが、町担当課で盛岡の相手方の自宅に出向きまして謝罪して、また5月1日には町担当課と大槌町シルバー人材センターの役員で謝罪しました。今後誠意を持って対応していくことを申し上げ、和解に向けて協議を進めていただくことにいたしました。

また、4月26日に実施されなかった土葬骨火葬については、5月24日、土曜日ですけれども、午前10時に実施させていただきまして、損害賠償額については、相手方家族5世帯分の旅費28万2,462円、花代、あとは供物代として5,000円、合計の28万7,462円で相手方との協議が調ったことから、速やかに損害賠償を行うための専決処分をしたことであります。相手方の家族の皆様には大変なご迷惑をかけましたことを心からおわび申し上げます。今後このような事態が起こらないよう連絡調整の徹底に努めてまいります。

シルバー人材センターの関係ですけれども、これまでの業務の遂行状況を勘案しまして、この事件をもって即解除ということではなく、まずは業務に係る連絡体制を強化するとともに現契約内容の精査をするなり、再発防止に向けてこれが優先だと思って今後対応していく予定であります。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 私らが議員の立場でそういう行政のチェック機関ということでこうやって質問しているんだけど、課長、物を言ったからといってあのやろうと思わ

ないでくださいよ。町民がこれは何だろうなというそういう思いで私は代弁しているようなものだから、誰かみたいに町民がみんな言っているとは言わない。だから、思いは皆同じだということのそこで物を言っているんですけども、だからこれからもそういうことはしょっちゅうあるものではないけれども、それこそ火葬の許可証たるものを出すときには、予約であろうと例えばファクスであろうとそういうことをちゃんと確認して、シルバーにも例えば1人のボイラーマンだったら、何かのときは2人でやるとか、そういうこれからのただただいつだって今の人だって体調いいときもあれば悪いときもあるかもしれない。そういうときにはそういうことを鑑みながらやっていければなとそういう思いで言っているんですね。だから、余り世の中で流行しているようなそういう忘れた話には乗らないように大槌町もそういうことで余りいい話じゃなく、もう少しいい話で、新聞に上がっていないかどうかわからないけれども、やるようなそういうまちづくりをしてほしいというそういう思いから私は言っているんですけども、あのやろうと思わないでください。思うなら思っても構わないけれども、そういうところはこれから本当に襟を正してやっていくべきではないかな。

実際的にこの28万幾らといたら、消防協力隊できのう4万円、50%アップしましたけれども、何年分ですか。とんでもない金額ですよ。だからそういうところもちゃんとただ出せばいいといったものではなく、その辺のところをこれからちゃんとやって、議員のみんなもこの話を言いたかったか言われなくなかったかそれはわからないけれども、そういうこともお互いに謙虚にやっていかなければならないんじゃないかなという思いで報告は受けます。終わります。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今野崎議員さんがおっしゃるとおり、議員の皆様も恐らく同じ思いであろうかと思えます。そしてまた、このことを知った町民の皆様も大槌町に対しての行政に対しての不信感的なところもほうふつさせるような事態であったのではないかと思っております。あってはならない事態で、大変遺憾であり、ご遺族の皆様方にご迷惑をおかけしたということで深くおわび申し上げたいと思っておりますし、また再発防止について徹底した連絡体制をしっかりと対応していきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第8号を終わります。

日程第2 報告第9号 「元気・生きいき大槌21プラン（第2次）」策定に係る報告について

○議長（阿部六平君） 日程第2、報告第9号「元気・生きいき大槌21プラン（第2次）」策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） それでは、報告第9号「元気・生きいき大槌21プラン（第2次）」策定に係る報告についてご説明申し上げます。

プランにつきましては、お手元にお配りしているところでございますが、便宜、プランの概要をまとめましたA3判の資料によりまして説明させていただきます。

まず、1の計画策定の趣旨でございますが、本計画は、特にも大震災以降、町民の心身の健康が懸念される状況となっていることなどを踏まえまして、町民の健康増進の総合的な推進のため、町民一人一人がみずからの健康づくりに取り組むとともに社会全体で支援し、町民の健康寿命の延伸を図ることを目的とするものでございます。

2の計画期間ですが、平成26年度から35年度までの10年間でございます。また、計画期間の中間年であります平成30年度におきまして、中間評価を行い必要な見直しを行うこととしております。

3の計画の性格ですが、本計画は、健康増進法に基づきまして市町村が策定するよう努めることとされているものでございまして、町民の健康増進の推進に関する施策についての基本的な計画でありますほか、町民のまた関係機関団体の行動指針でもございます。また、下側の図に記載しております各計画と調和を保ちながら推進していくものでございます。

資料の右側にまいりまして、4の当町の現状ですが、将来的にも人口の減少が進むと予測される中で、高齢化率は高く、また出生率は低い状況となっております。また、死因別の疾患を見ますと、悪性新生物、いわゆるがんと脳血管疾患、それから心疾患といった循環器系疾患が3大要因となっております。

その右側ですが、計画策定に先立ちまして実施しました住民アンケート調査の結果を一部記載しておりますが、ここにおきましても、生活習慣病のリスクが高い方などの傾向が読み取れるといったところでございます。

こうした状況を踏まえまして、その下の5の目指す姿と基本的な方向ですが、目指す

姿をみんなが健康で共に支え合い幸せの輪がつながるまちとしまして、あわせましてプランの表紙にも記載しておりますとおり日本一の健康づくりのまちを目指して掲げております。

また、全体目標としまして、健康寿命の延伸と生活習慣病の予防の2つを掲げておりまして、さらにその目標達成のための具体的な取り組みについて4つの基本的な方向として整理しております。この基本的な方向につきましては、A3判資料の裏側に記載してございます。

ここでは、基本的な方向の4つの項目ごとにその内容と実現に向けて必要な町民、関係機関、町それぞれの具体的な取り組みについて、抜粋して記載しております。

先ほども申し上げました死亡の要因となっている3大疾病であるがん、脳血管疾患、心疾患、またこういった疾病の引き金となります生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため定期的な健診の受診ですとか、バランスのよい食生活、適度な運動、規則正しい生活などに町民一人一人が自覚して取り組むことが必要であり、また関係機関や町は、町民への普及啓発やさまざまな支援を行っていくことが必要でございます。

最後に、資料のまた表にお戻りいただきまして右側下のほうにプランの策定計画がございます。本計画は、住民アンケート調査を踏まえまして、また医療や健康づくりに関する専門家等で構成する策定委員会、またワーキング会議を開催しまして、検討、審議を行い、パブリックコメントの実施などを踏まえまして、本年3月に策定したものでございます。

本日のご報告をさせていただきました後、正式に計画を公表することとしております。

以上、ご報告いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 大変すばらしい計画だと思います。

それで、きのうも話をしましたけれども、またこの計画の中にも調書の中の49ページにございますけれども、医療機関との連携を強化します、これは非常に大事なことであります。それで、実際に携わっている先生方の意見、こういうものを聞きながら一生懸命やってほしいと思います。

それと、この連携についてきのうちょっとあれですけれども、今後その方向性、どのようになっているかということ、それからきのう言いました東京の日の出町というところで、医療費無料化によって公的負担が少なくなった。人口もふえたというこういう事

例もあります。こういうところを参考にして進めたらどうかと思って、そういう考えをお持ちいただければなということでお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 1点目の医療機関との連携でございますが、いわゆる釜石医師会と行政との連携というのが以前から十分にあることは認識しております。また、特定健診等、医療機関の協力をいただきながら実施しているところでございまして、またそういった会議ですとか、きのうの議題にもありましたが、地域包括ケアの推進の中でも在宅医療部門といったところで医療機関との連携なども図っていくこととしているところでございます。そういった中で、医療機関との連携につきましては、今後につきましても町民の健康増進の中でもやはり重要なものだと思いますので、十分に進めたいと考えております。

また、医療費無料化につきましては、いずれそういった町民の健康を十分に推進していくということが、ひいては医療費抑制ですとか財政的な効果にもつながるということは認識しております。具体的に無料化ということにつきましては、先進的な事例も参考にしながら検討はさせていただきたいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 早期発見、早期治療ということでおととい国会で言っていましたのは、歯科医がちよっと質問していましたが、もう定期的に健診していれば治療の期間が短いし安く公的負担もなる。そういう話も出ていましたので、定期健診、それをもう重点的というかそういうふうにみんなが受けやすいような環境をつくって、そして健康増進、そして人口増を目指して頑張っていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） まず、この元気・活いき大槌21プラン、きのうの一般質問でも言いましたけれども、偏った食生活、運動不足ということで食というものが出てきたので、とりあえず、とりあえずという言い方はおかしいですね。食は大切だよとここでも言っております。その部分できのうも話しましたが、各地域の食というものについて、そこに徒歩で歩く。歩くのもウォーキングとしゃべるのか、食のために歩いていくのか。必ず歩くということが大切。特に仮設住宅、いろいろなものについても、また再建した方々、ご老人の方の歩く率というものは少ない。そういう部分も含めてのこの

話だと思っております。そういう部分でのお考えをまずこの中に入れて、今後そういうきのうの部分に対しても力を入れてほしい。

それとまた、生きいき大槌、元気になりましょうということなんですけれども、栄町の運動場、仮設というものは前々回だかに承認になっているんですけれども、実際はいつできるんでしょうか。その部分、教えていただけますか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 栄町のグラウンドの部分でございますけれども、実はあの部分には今回の防集の移転元で買えない土地がございます、その土地については、今単独費で購入するというので、その購入の今手続を進めてございます。基本的にそこは借地した場合でも無料という話ではないので、あくまでもこれはもう単独費で買うということで今その部分については、起工承諾とかでなくて用地買収を今進めている最中でございます。その用地買収が調い次第、すぐ施工に入りたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 防集の移転地域で用地買収に応じる、応じない。応じなかった場合にはそれなりということもあるんでしょうけれども、まずつくりましょう、やりましょう、土地とかそういう運動施設をつくりましょうやとそういう意気で議員の方々もいつできるの、いつできるのと楽しみにしておりました。また、楽しみにしている方々もおります。老人、子供、いろいろなそれこそ子供たち、使いたい人はいっぱいいるが、そういうものに対してということで、位置をずらしてもできないものか。また、湧水の絡みもありますけれども、やっぱり局長、早目にそういう部分に対しても、うちらと思っていることに対してもう予算化になっている。それでおくれているんだったら、ここでちょこっと今つまずいているからという情報をいただければ、こういう質問もしないし、やっぱりそのところでやれば議員も納得すれば無駄なこういう時間もとりませんので、そういう情報という提供を主にやっていただきたいと。答弁はいいですから、まずこれからも情報というものを議員に提示するというので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 1つ、私にも質問させてください。

26年度から10年間の健康増進といいますか、町民がみんな元気でという形の計画、大変よいことだろうと思います。

ただ、私ちょっと懸念しているのは、震災後、今復興に向けていろいろな工事が進められております。そういう中で、最近感じていることは、会う人たちが随分せきをしているなどこういうふうを感じております。きのうも質問の中にもあったんですが、ほこりとかそういうのが目に見えないほこり、どのような浮遊物質が混じっているのかわかりませんが、風邪なのか何から来ているのかわかりませんが、何か会った人たちは随分せきをしている人が多いなと感じております。そういうところをちょっとやっぱり震災後のこれから10年間ぐらいというのは、そういう経過というものを医療機関とちょっと相談しながらやってみてもいいのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） そういうほこりを吸うことによる肺への影響ですとか、そこまでいなくても例えば喉とかそういったところの影響などというのは、否定できないところでありますし、可能性としてはそういったものが原因となるということも考えられるとは思いますが。予防策として、例えばマスクをすとか、工事側では散水すとかそういった対策というのが一つあると思います。そういった影響というのは、恐らく長い間をかけて何か発生してくる病気につながるかということもあるかと思しますので、そのあたりにつきましては、一応専門の先生とも相談させていただきたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今岩崎議員さんが質問しましたけれども、前回私も言いましたよね。例えば結核、肺の検診とか1年に1回やっていると。今この瓦れき処理初め今のもろもろの条件に大槌町に住んでいる人たちがいろいろ粉じんが舞ったところを通ると。そうすれば、当然時間をかけてじん害というものは肺に刺さっていくと。そうして、そういう病気になったとき困るということで、1年1回が2年に2回だから、2年に3回とか回数例えば5年なら5年間にわたって回数をふやしてやって、健診で将来にわたるような病気のもとを断つような方法をとってもらえないかと。前にも私はそこを言ったんですけれども、1年に1回検査をやっているからと民生で言いますけれども、これはやっぱり岩崎議員も言っているとおりこの生きいきプランを完遂させるためには、やっぱりこういう今の時期だからぜひ必要になると思いますけれども、どうですか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 早期発見、早期治療のためには健診が重要であると思いま

す。その年1回の肺がん検診につきましては、そういった決まりの中で今やっていると
ころですけれども、それを例えば大槌町については何年から何年までは集中して、その
回数を年1回のものを2回とか3回にふやすというご提案でしたけれども、今ここで回
数をふやすということをはにわかにはちょっとお約束はできないところですが、そういった
いわゆるがんの専門のセンターですとかそういったところとの協力で今やっております
ので、そちらとちょっと相談をさせていただいた上で判断させていただきたいと思いま
す。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） そうしていただければ幸いです。それと、この生きいき
プランを進めていく上で一番大事なことは、長期間にわたってやっていかなければなら
ないと。そこで、私が一番大事だと思うのは、今の小中学生、運動会を見に行つたと。
そうすれば、いろいろな確かに運動不足というかもしれませんけれども、大なり小なり
肥満の子供たちが結構いると。そういうところを見たとき、その子供たちの教育とい
ものを完全にやることによって、それが家庭内にも入っていくと思うんですよ。だから、
学校でも何とかこの生きいきプランを成功させるためには、教育委員会とまたさらに連
携を強くして、せめてこの肥満というのをなくするように、今そうでなくても子供たち
が若年でありながら糖尿病とかいろいろな病気を持つ時代ですから、ぜひ子供たちを育
てるほうもこれを取り入れて遂行していただきたいですけれども。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 今議員からお話ありましたとおり子供のころからの生活習
慣ですとか食生活の習慣、あとは肥満というのは何か割と小さいときの幼児時代の食生
活も影響してくるということも聞いたことがございます。

このプランの5ページに、健康増進計画を推進していくに当たっての連携していく関
係機関を掲載してございます。この中には教育委員会も含まれておりますし、体育協会
ですとか子育て支援センターといったところ、あとは学校保健会などそういったところ
とも連携していくということにしてございます。

また、これともう一つ別に食育推進計画というものもございまして、こちらは今年度
見直しをして、来年度から5年間の計画となるものでございます。こちらをあわせまし
て、食の問題ですとかそういったものも含めまして子供さんの食育といったものも推進
していきたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） じゃ、関連して。実は私、平成18年に集団検診で肺がんの疑いがあるということで、今も1年に1回、岩手医大の呼吸器科に行って定期検診をやっているんですが、最近この間もちょっと行ったら、大分もう酸素を持った方が何かふえているなという感じを受けてきました。それで、今私は第9仮設に住んでいるんですが、私もどっちかというとなんか神経質なものですから、窓辺のほこり、窓の下のほこりをティッシュで集めているんですが、ちょっとそっちの担当課はどこだべな。あそこ一帯の仮設住宅の窓の下のちりというのかな。余り詳しく言うと差し支えが出てくるから余り突っ込みませんが、ちょっと集めてみたらどうですか。物すごいですよ。それで、マスク云々という話もありましたけれども、安いマスク1枚やってもだめだそうですね。人によっては4枚やらなければ効き目ないという人もあるし、いずれほこりがすごいです。

それで、この間たまたま77になるんですけれども、集団検診で小槌の集会所に行って、私は今肺がんを受けていますから受けなかったんですが、結構お年寄りが集まって受けておりましたけれども、どうなのかな。やっぱり被災地だからある程度半強制的、義務化したらどうですか。お年寄りの肺がん検診。2回ということも提案されましたけれども、私も全くそう思います。年に2回。何かこれは定かではないんですが、岩手医大でも被災地の肺がん検診、肺がんについて何か注目なさっているという話もちょっと聞きますけれども、その辺を確かめてみて年に2回ぐらい集団検診をやれるような、しかも真面目に受診されるようにその辺を考えていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） その後段の肺がん検診のことですが、がん検診いろいろ種類、大腸がんですとか胃がん検診その他いろいろありますが、その中で肺がん検診は、今受診率、25年度ですけれども、60%ほどとなっております。受診者数はことしの上期5月ごろにやった検診についてまだちょっと数字出ていないんですが、昨年度より受診者数ではふえているといったところがございます。その回数につきましては、まずはその今60%ほどの受診率をまず上げていくというのが先決かなとは思っています。

また、1回行っているものを年2回にする、3回にするといったことでの効果も踏まえまして、1回で十分なのか、2回やることによって効果が上がるのかということもございますので、そこはちょっと先ほどもご答弁いたしましたけれども、専門の機関とも

ご相談させていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） そうですよ。2回、3回なんていうのはなかなか簡単にできるものでもないし、ただ町として何とか義務化というか頑張って、何も何カ所かでやるわけですから、日程も1週間とやっているみたいだから、行こうと思えば行けるわけですから必ず受けようという感じで。

かつて私が議員になったばかりに大槌町では前立腺の検診はやっていなかったんですよ。それで、町民から勧められて宮古でやっているから大槌町でもやったらどうかということで、大槌町でもやりました。翌年。そうしたら、もう7人の前立腺がんが見つかったと。そういう事例もありますので、やっぱりこういうもうほこりの中で生活しているわけですから、何とか義務化するような方向を検討していただきたいなと思います。

それが1つと、もう一つ、担当課の若い人たちを使って第9、12、4、あの辺一帯のちょっと仮設住宅の窓際のほこりを集めて、私はもうやばいなと思っているから、それをちょっとがんになるような物質が含まれていなければいいなと思っていつも見ていますけれども、物すごいです。小さいほこりが。それをちょっと確かめていただきたいと思いますけれども、まず以上です。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） さっきの続きになります。せきをしているというのは、何と申しますか工事のための粉じんとかそういうものだけじゃなくて、仮設の中のカビとかいろいろな要因が考えられるんじゃないかなと思いますが、仮設も当初は震災から2年間という中でそういう期間でやってきましたけれども、現在まだこれからも1年、2年は続くのではないかと思います、いろいろな面で仮設の住宅というのはどの程度まで何と申すのか体内に影響の出ないような形になるのか。ストレス的な要因もあるんだろうけれども、早く災害公営住宅とか家を建てる状態になれば少しは解決してくるのではないかなと思うんだけど、その仮設のカビ、そういうところも考えられると思いますので、布団を干したくても干す場所がないというところがありますので、そういうところも少し考えてみてはいいのではないかと思います、どうでしょうかね。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 仮設住宅内でのそういった住環境、また湿気がこもりやすいとかそういったことで数年の間にカビが非常に発生しやすい。目に見えない胞子が出

るとかそういったこともあるのかなと思います。ですので、ここでちょっと対策についてすぐに何かお話しできるものではないんですが、いずれそういった住環境の改善、そういったことにつきましては、町民の方の住んでいる方のお声も聞きながら取り組める部分については対応していきたいとは考えております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第9号を終わります。

○

日程第3 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第10号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第10号繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成25年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

平成25年度で議決を得た一般会計繰越明許費のうち、補助金や交付金の決定時期、事業や工期が翌年に及ぶことなどにより37件、総額68億5,238万8,000円を平成26年度に繰り越すものであります。

それでは、款、項、事業名、金額及び翌年度繰越額の順に読み上げます。なお、款及び項が上段と同じ事業につきましては、款または款と項を省略いたします。

3款民生費2項児童福祉費、地域子育て特別支援システム改修事業625万8,000円、同額。

4款衛生費1項保健衛生費、土壌汚染対策工事負担金7,000万円、875万円。2項清掃費、災害廃棄物処理事業12億1,400万円、9億6,115万6,000円。

6款農林水産業費1項農業費、安瀬の沢地区橋梁架替工事500万円、同額。2項林業振興費、原木しいたけ緊急支援対策事業4,311万4,000円、3,896万7,000円。

8款土木費2項道路橋梁費、臼沢地区排水路整備に伴う道路改良事業250万円、0円。4項都市計画費、都市計画マスタープラン作成事業2,303万7,000円、同額。

9款消防費1項消防費、大槌消防庁舎用地造成事業3,600万7,000円、同額。

15款復興費1項復興総務費、情報通信基盤災害復旧事業7,900万円、同額。

2項復興推進費、市街地復興事業2,500万円、同額。復興整備事業発注者支援事業

2,811万2,000円、同額。

3 項復興政策費、中心市街地再生コーディネート事業1,265万3,000円、892万8,000円。生きた証プロジェクト事業2,500万円、同額。

4 項復興農林水産業費、東日本大震災に係る水産業復旧支援事業9億701万2,000円、8億9,741万1,000円。沿岸営農拠点センター整備事業2億9,663万1,000円、同額。

次のページをお開きください。

水産業共同利用施設復興整備事業（民間公募タイプ）8億7,009万5,000円、8億6,878万3,000円。さけます孵化施設整備事業3億1,500万円、同額。

6 項復興土木費、がけ地近接等危険住宅移転事業7,000万円、0円。道路台帳等整備事業3,746万5,000円、3729万8,000円。下水道既設管処理事業1,346万8,000円、709万2,000円。旧役場庁舎一部解体事業4,000万円、同額。

7 項復興都市計画費、防災集団移転促進事業1億6,811万1,000円、同額。市街地復興効果促進事業486万円、462万4,000円。栄町仮設グラウンド整備事業1,000万円、同額。町方地区都市公園修正基本設計策定事業4,166万4,000円、同額。

8 項復興用地建築費、防災集団移転促進事業13億1,281万7,000円、7億8,400万円。都市再生区画整理事業1億7,107万6,000円、1億1,860万円。安渡地区津波復興拠点整備事業6億5,980万円、4,281万1,000円。仮設小中学校グラウンド整備事業486万4,000円、0円。災害公営住宅整備事業16億5,732万6,000円、15億6,600万円。

次のページをお開きください。

9 項復興防災費、安渡・赤浜地区公民館及び避難ホール等整備事業1億655万1,000円、9180万円。桜木町避難路等整備事業1億3,188万8,000円、同額。

10 項復興教育費、スクールバス購入事業1,590万円、同額。吉里吉里小学校防災施設整備工事2,865万9,000円、同額。吉里吉里中学校防災施設整備工事4,140万1,000円、同額。（仮称）おおつち学園小中一貫教育校整備事業9,500万円、9,450万円。

11 項復興社会教育費、仮設安渡公民館賃借料500万円、同額。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） ちょっとお聞かせください。繰越明許費ということで、私この中で前にも震災検証というものに対してかなり言ってきました。その検証のやつは今回の繰り越しというものに対して入ってきていないのか、もう終わったのか。前には終わら

せないよ、まだまだ続きますよという返答があったはずですが、予算的には見ていなくてもそれは進めるのかどうなのか。お聞きいたします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今回の報告は、どこまでも25年度の事業として予算化してそれを繰り越すというものですので、今回の中には入っておりません。ただ、考え方として今後とも検証を行っていくということになりますので、それは26年度の事業の中で行っていくということで考えていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） ありがとうございます。

これには検証というものに対しては責めるとそういう意味で私は言っているわけじゃないし、本当のことを出してそれを事実として受けとめて、それで今後どうしたらいいのか、そういう生き残った方々がそういうものを自覚するべきだし、それを残す。二度と同じ過ちは起こさない。そういう面でかなり必要だと思っております。これに対して他の市町村でもかなりそういうところに力を入れております。この大槌町でも最後まで納得のいく検証をしてほしいと、それを願って要望としておきます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） この明許事業の中で、土木とか建築関係のものが結構あるわけで、そしてまた財源を見ますと交付金あるいは特別交付税というものが結構占めているわけでございます。いろいろな流れを聞いておりますと、日々資材高とかそういう期間期間において、今まで例えば100円のものが次の期になると110円になるようなこの資材高というものが結構叫ばれているわけでございますが、そこでこの工事なりそういうのがずれることによって、そういう工事費等もふえていった場合、例えば交付税の増額なりそういうのをやって対応できるものなのかどうかというのをまず確認しておきたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この繰越明許費についてでございますけれども、翌年度に繰り越す分というのはあくまでも限度額でございますので、そのままずばりの契約額を繰り越しているわけではございません。したがって、その契約額以上のそれ以上を見込んでの限度額としての繰越明許費として計上させていただいてございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。まず、それを聞いて安心です。そのぎりぎりのとこでやっていった場合、そういう資材の高騰等に対応できなければ大変なんじゃないかなど。まず、復興局長の答弁を聞いて安心しました。これが本当に確実なものであってほしいと思います。間違っただけで足りなかったという話はないようにお願いします。以上です。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 4項衛生費、それで土壌汚染対策工事負担金とありますけれども、これは当町において放射能除染作業とそれからヒ素、ヒ素は2カ所からトンネルとそれから中学校、どこからどのような部分なのかお知らせください。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この部分につきましては、さきに議員全員協議会でご説明していると思いますけれども、大槌中学校でヒ素が出た分のその処理費用を岩手県の災害公営住宅のほうで処理するというので負担金を求められてございます。その負担金分の7,000万円でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今農林水産業費の原木しいたけ緊急支援対策事業、この金額3,800万円ほどの繰越明許、恐らくこの震災によってあの福島原発からのセシウム関係で、大槌町は金沢の中山のほうからは木は切ってもいいと。だけれども、よそから持ってこなければならぬ状況が出てくるんじゃないかと。今はことしはことしとして、私は山も見てきましたけれども、このままで例えば来年度も中山の沢を共同林だからといって伐採ばかりやっていると、要はかん水のほうにも影響出てくる。本当の最初の予定は、折合の沢からも水を持ってこようかという計画もあったけれども、そこはしなくなると。中山の水で賄うことができるというのでやっておるんですけども、恐らく今年度これで例えば済んだとしても、次年度になったとき、まだこのセシウムがどれぐらい残っているか。金額がこれで例えばこのぐらいで進めばいいかもわからないけれども、恐らく山の荒廃を見ていると中山の沢の木だけを切っているわけにいかなくなると。なるべくなら、こういう原木を切り出すのにも例えば大槌町でいろいろなところ切るとは思いますけれども、この水道の水源域の沢はなるべくなら奥は国有林だけれども、保安林のような形にして、切る場合にも長期的な計画を立てさせて伐採させるような方向を考えられないかちょっと聞いてみたいけれども、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） ほだ木については、議員おっしゃるとおりそれぞれの地区で部会を通じながら協議して伐採してございます。実際に規制解除の関係もあるんですが、今年度の規制解除は春の検査、それから秋ごろの検査を踏まえてその2回の検査を通れば、解除の申請が11月ごろにできるというスケジュールをとっております。

今の段階では、個別のほだ木については、今のところ規制値を超える数値は出てきておりませんが、内容については、県とも協議しながらそのほだ木の確保についても協議してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 土壌の保健衛生費で、当町においてもさっきヒ素という話の中、きょうの新聞でもどこかのトンネルのほうからヒ素が出たという話なんですけれども、現在大槌病院の跡地のところに岩ずりなるものが置いてあります。だけれども、いろいろな話を聞けばそれを使ってもいいような方向とか、学者先生の話はどうなのか。それを盛り土に有効活用できるのか。もう処分しなくてはならないのかという議論について、もう少し詳しく情報欲しいんですけれども、そういう話は今どうなっていますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） ただいまの三陸縦貫道のトンネルから出ているずりで大槌病院に仮置きしているものですが、それにつきましては、3種類に区分するという事で学識経験者の委員会が昨日ありまして、その中でもともと自然由来のヒ素ということがありまして、トンネルを掘削したときに発生しているトンネルの岩ずりの中でヒ素が検出されたと。その検出されたヒ素といいますのは、もともと大きかった岩を2ミリ以下に砕いたもので、より溶出しやすい条件のものとして試験した結果出てきたと。それを実際に使うためには、100ミリアンダーということでもう少し大きい石を使いますので、ヒ素としては溶出しにくい状態となるので、プロペラ攪拌機ということで40ミリアンダーで今度再度試験をかけております。その40ミリアンダーからはヒ素は検出されていないものがほとんどで、40ミリアンダーでもヒ素として検出されたものをレベル1、2ミリアンダーでは検出されておりますけれども40ミリアンダーでは出てきていないものについてレベル2と、両方ともに検出されなかったものについてレベル3と3つの区分に分けております。レベル1については、封じ込めという形で縦貫道の工事で

使用していただいて、町内の盛り土等には使用しません。レベル2につきましても、同じように縦貫道の盛り土で使用していただくということで、町内の盛り土には使いません。両方ともから検出されなかったものについては、町内の盛り土の材料として活用していくと考えているところです。

また、既に大槌病院の跡地に置いているものにつきましても、今1万6,000立米ほど置いているんですけれども、1,000立米ごとに再度試験を行いまして、その中から2ミリアンダーないし40ミリアンダーからヒ素が検出されなかったものについて利用していくと考えているところです。

以上です。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） やっぱり聞いてよかったなど。今の答弁において、40ミリアンダー、言うなれば大きさですよ。大きさによってそれで検出できる試験をしますよという話の中で、やっぱりこういう情報というものがきのうとかそういう話をしていましたけれども、即早目にやっておけば私たちも安心できるし、やっぱりどこに使うのか、どこに埋めても大丈夫、それを食べても70年後だとか、そういう話も出るし、やっぱりそういうものに対して、情報もまた欲しい。

まず、いい方向で進むということでそういう試験も行うということで安心しましたし、またそこにあるものに対して再度それにはお金もかかるんですけれども、住民のためということでよろしくご配慮お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第10号を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時04分

○

再 開

午前11時15分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第4 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第4、報告第11号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 報告第11号繰越明許費繰越計算書について、その提案内容をご説明申し上げます。

平成25年度大槌町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をごらん願います。

3款建設費1項建設費、事業名金沢簡易水道拡張事業、金額4,717万円、翌年度繰越額4,579万7,000円、合計額につきましては、上段のものと同額ですので省略させていただきます。

繰り越しの理由でございますが、作業員の人材確保に時間を要したことと、掘削断面に岩盤の露出箇所が多く掘削作業に時間を要したため、繰り越しを行ったものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第11号を終わります。

○

日程第5 報告第12号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第5、報告第12号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、平成25年度大槌町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。読み上げ順序につきましては、一般会計と同様でございます。

2款下水道事業費1項下水道整備費、社会資本整備総合交付金事業4,215万円、2,618万7,000円。

6款復興費1項下水道整備費、沢山・大ケロ地区下水道事業1億7,000万円、3,904万2,000円でございます。下水道枝線等整備事業1億4,196万3,000円、5,032万5,000円。

以上、平成25年で議決を得た下水道事業特別会計繰越明許費のうち3事業、総額1億1,555万4,000円について、工期が翌年に及ぶことから平成26年度に繰り越すことをご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

- 7番（小松則明君） この沢山の下水道工事、局長、基本的にその始まる場所、今の残土の残っている下水道のどこの箇所につながってから沢山地区に行くのか。その部分、ちょっと教えてもらえますか。
- 議長（阿部六平君） 復興局長。
- 復興局長（那須 智君） 今回この沢山で繰り越す分の事業費でございますけれども、この分については今沢山骨格道路というのがございまして、その中で雨水部分と汚水部分を先行して入れるということでその部分の事業費の計上でございます。
- 議長（阿部六平君） 小松則明君。
- 7番（小松則明君） それはいいの。それはそれでいいんだけど、下水道を沢山地区では欲しいですよ。いつおらほさ来るんだべやと。そのときに、下水道の管というのは、今の在来入っている管につないでいくのが、あそこに新しく施設をつくるわけじゃないんだけど、じゃ、その起点になるところは例えばあそこだったら安渡ポンプのところだったかなと思っているんですけども、それには間違いはないですかね。
- 議長（阿部六平君） 復興局長。
- 復興局長（那須 智君） 安渡ポンプの手前にたしか土橋汚水ポンプというのがあって、その部分のマンホールポンプに一旦入って、それから安渡橋を添架で超えて大槌に入ってくるという今までと同じ幹線経路で来るということになっております。
- 議長（阿部六平君） 阿部俊作君。
- 5番（阿部俊作君） 大ケロ地区の下水道についてちょっとお尋ねいたします。
- ここ付近は、住宅がどんどん自主再建等々含めて建ってきているわけですので、それでその供給見通し等、いつごろになるかお聞きします。
- 議長（阿部六平君） 復興局長。
- 復興局長（那須 智君） まず、幹線部分でございますけれども、来年の1月に区内の災害公営住宅の入居が始まるということで、幹線についてはそれまでには全部そこまで終わらせたいと考えてございます。それから、それに伴う部分についての防災集団移転促進事業等の住宅団地、あるいは大ケロ二丁目の災害公営等についても、復興交付金事業を使って整備を進めます。それから、あと残りの部分についても、できるだけ復興効果促進事業ということで交付金事業と。そのほかには、1番目の上に載せている社会資本整備総合交付金事業というところでその中のあいている部分も順次やっていって、基本的には来年度、遅くても再来年度までには大ケロの整備は終わりたいと考えてござい

ます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 今大ケロ地区でうちが建っているところで来年1月、ちょっと私聞いてみたところ、6月末か、大ケロの中心地域、7月ごろには使えるんじゃないかというお話も聞いていたんですけども、どうなのでしょう。その中心、今うちがいっぱいある地域のあたりでの下水の状況はどのようになっているのでしょうか。全部つながっているわけですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今まず大ケロ二丁目の災害公営住宅を建設しているんですが、あれが10月の入居予定となっております。そこまでは少なくとも完成には持っていきたいと。それから、今現在、結局下水道をつないでも供用開始の告示というのが入って初めてそれで下水道は使えるわけですけども、現在5月に大ケロ側の一部についての供用の開始の告示をします。それから、その後についても順次供用開始の告示をしていきますので、それでかなりの今年度は大ケロの3分の1程度までの供用開始はできるのかと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。その日程というかその様子のことについては、後で伺いますのでよろしくお願いします。（「進行」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第12号を終わります。

○

日程第6 報告第13号 繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第6、報告第13号繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 報告第13号繰越計算書について、その提案内容をご説明申し上げます。

平成25年度大槌町水道事業会計予算繰越計算書をごらん願います。

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による建設改良費の繰越額。

1 款資本的支出 1 項建設改良費、事業名国道45号送配水管布設工事、予算計上額 1 億 1,395万3,000円、支払義務発生額6,550万3,000円、翌年度繰越額4,845万円。

説明。繰り越し理由でございますが、資材及び誘導員の需要が増加したことにより、それらを確保するために時間を要したため繰り越しを行ったものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第13号を終わります。

○

日程第7 報告第14号 事故繰り越し繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第7、報告第14号事故繰り越し繰越計算書についてを議題いたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第14号事故繰り越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成25年度大槌町一般会計事故繰り越し繰越計算書をお開きください。

款、項、事業名、支出負担行為額、翌年度繰越額及び説明の順に読み上げます。

8款土木費2項道路橋梁費、社会資本整備交付金事業4億8,317万9,000円、2億2,148万円、平成24年度から平成25年度への繰越明許費により繰り越した社会資本整備交付金事業であります。復興事業の増加に伴う労務者等の不足により年度内に事業を完了できなかったことによるものであります。

15款復興費10項復興教育費、仮設学校環境整備事業、9,156万4,000円、4,462万9,000円、3月末の積雪により年度内に事業を完了できなかったことにより事故繰越をしたものであります。

以上、2事業、2億6,610万9,000円を平成26年度に事故繰越として繰り越すことを報告いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第14号を終わります。

○

日程第8 報告第15号 事故繰り越し繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第8、報告第15号事故繰り越し繰越計算書についてを議題いたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、平成25年度大槌町下水道事業特別会計事故繰越し繰越し計算書をお開きください。

読み上げ順序につきましては、一般会計と同様でございます。

2款下水道事業費1項下水道整備費、臼沢地区雨水排水路整備事業、3,915万3,000円、同額。平成24年度から平成25年度への繰越し明許費により繰り越した復興交付金事業であります。平成26年3月の大雪により現場作業ができず、年度内に事業を完了できなかったことにより事故繰越しとなったものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第15号を終わります。

○

日程第9 議案第54号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第54号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第54号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（阿部六平君） ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番後藤高明君及び11番岩崎松生君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（阿部六平君） 念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

○議長(阿部六平君) 異状なしと認めます。

点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

(点呼、投票)

○議長(阿部六平君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の10番後藤高明君及び11番岩崎松生君の立会をお願いします。

(開 票)

○議長(阿部六平君) 投票の結果を事務局長から報告いたさせます。

○事務局長(滝澤康司君) 報告いたします。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛 成 12 票

反 対 0 票

○議長(阿部六平君) 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○

日程第10 議案第55号 大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例
について

○議長(阿部六平君) 日程第10、議案第55号大槌町副町長の定数を定める条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、ただちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案55号大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

副町長の定数をこれまでの3から2人に改正するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） なぜ3から2にしなければならないのかという、当初3名にする過程でわずか1万ちょっとの町が副町長3名を置くと、結構他市町村で話題になりました。それで、これから復興の仕事がますます忙しくなると思うんですけども、そういう中で何で3から2にしなければならないのかという理由をお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 本日で東日本大震災発生から3年3カ月たちました。あの震災当時、大混乱の中で就任したのがいわば8月の末でありました。そして、その時点ではまだ復興計画が策定されていないという状況の中で、大槌町は岩手県の中でも特に大混乱の地域で、犠牲者も多数出たということ、そしてこれからの復興計画をつくるに当たっても住民の考え方をまとめていかなければならないという大変な状況でありました。

その中で、大槌町は今現在も既にこの27年度までの総事業費が1,000億円を超える状況となっております。そうした中で、当初からこの事業費が相当数上るということも見込まれている中で、大槌町では震災前136名の職員の中、臨時職員、町長含めて40名が犠牲となって100名そこそこでこの大事業をやっていかなければならないという状況にありました。私とすれば、やはりこれは慣例慣習にこだわらずこの難局を何としても切り抜ける必要があるだろうという思いで、庁内の町政担当をまずもって1名、そして国から1名、県から1名ということでやってきたわけでございます。

そのかいあって、あの混乱の時期に復興計画を年内にまずもって策定し、そして翌年には復興庁が2月6日に創設される中で、復興計画の実施計画をまとめなければならなかったということ。そして、その年のうちに住民の皆さん方から合意を経て今日に至

ってきたわけですが、そうした中で23から、24、25年度の第1期の復興計画を終えて、ことしの4月から第2期の復興計画を策定させたところであります。

この時点になって3人ということは、やはり遠慮というか一定の方向性が示された中で2人でもいわば切り抜けられることが、乗り越えられることができるのではないかと判断をしたわけですが。

一方まだまだこの復興の課題というものは山積しておりまして、2人でまだまだ大変な状況もありますが、職員もあの混乱期から今現在応援職員も153名、そしてプロパー職員が128名ということで、若干体制も整ってきたという状況から今回この副町長の3人を2人とするという決断をしたところでございます。そうした状況でありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） わかりました、大体。

確かに目に見えるこういう復興事業もそうなんです、この間検証委員会なるものを設置して答申を受けて、テレビ、新聞でいろいろ報じられましたけれども、私は2回目の検証委員会をどうのこうのということもちゃんと認識しておりますけれども、どう考えてもこの沿岸で北は洋野から南は陸前高田までの海岸通りで、一番の犠牲者を出したのは大槌だと思っているんですよ。そのもう数は飛び抜けていると。さらに突っ込むと、人口比でいくととんでもない犠牲者を出しているんですよ、大槌町は。その原因は何だったのか誰も責任をとっておやめになる人もいないし、これは大分人から言われていることを代弁しているんですけども、死者1,200何人ですよ。1,280かな。行方不明者がいまだに420何人ですか。この数字はないですよ。やっぱり今はみんなこうやって頑張っているわけですけども、やはり早く何でそういう多くの犠牲者を出したかと。役場にもこの間内陸の中学校の子供たちが来て、一生懸命説明を受けているのを見ましたけれども、確かに役場職員の40何人の犠牲者と。わかります。何でそういう役場職員の犠牲者を出さなければならなかったのかとか、そういうのを急いで、急いでといったら変ですけども、やっぱり原因をまとめて大槌町はこういう点がまずかったんだということをやはり町民に向けて何というか発信するというのか、それでこれから一緒に頑張っていこうという感じで早くまとめていただければいいなと思うんですけども、まず要望で終わります。何かありましたらひとつ。町長、何かありましたらば。

○議長（阿部六平君） 町長。

議案第55号大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11時51分

○

再 開

午後 1時20分

○議長(阿部六平君) 再開いたします。

先ほどの審議の中で、後藤議員から発言を求められていますが、発言を許します。後藤高明君。

○10番(後藤高明君) 午前中、大変大事な案件の中で不適切で乱暴な発言をしたことについておわびしたいと思います。大変申しわけありませんが、その部分の削除をよろしくお願いします。以上です。

○議長(阿部六平君) 発言を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) 異議なしと認めます。

○

日程第11 議案第56号 大槌町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部六平君) 日程第11、議案第56号大槌町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(平野公三君) 議案第56号大槌町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、公用車を使用しないで自家用車を使用した場合について、1キロ当たりの車賃の定額単価を岩手県の例に倣い改正するものであります。

第3条第3項の「1キロメートル当たりの定額」を「1キロメートル当たりの額」に、第9条の「別表の定額」を「別表の額」に、第16条の「この条例の実施に関し必要な事項は、町長が定める」を「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める」と改めるものであります。

また、別表で車賃1キロメートル当たり「35円」を「35円以内の範囲内で別に規則で定める額」に改正するものであります。

なお、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） この35円、ガソリンの上がったり下がったりということに対応するためと理解してよろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） ガソリン単価や今後の物価変動を踏まえながら、そういう形で考えていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 出張の際に、できれば公用車を使うのが基本的なものだと思うんですけども、やむを得ない場合は自家用車も使うときがあるということでしょうか。これはどの程度まず今まで自家用車を使った出張というものがあつたんでしょうか。そこら辺をまず大体の平均的なものでよろしいんですけども。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今回私用車を使うという場合には、やはり公共交通機関がないということ、やむを得ず公用車が手配できなかったということが考えられますけれども、ちょっと私用車については、やはり緊急的な出張ということになりますので、ちょっと数字は持っておりませんので後でお知らせしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） できればこういうことがなければいいんでしょうけれども、万が一何があるかわからないんですけども、例えば出張の際、自家用車を使ったと。例え

ば物損事故とか人身事故等を起こす可能性はゼロとは言えないわけでありますよね。でするので、そういう場合は例えば個人が加入している車の任意保険等で対応するような仕組みになっているのか。あるいは、公的な保険を、役場が加入しているような保険を適用させるのか。そこら辺、ちょっと確認したいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 自家用車での出張につきましては、きちんと確認をしております。任意保険にしっかり入っているかどうかも含めて金額も定めておりますし、相当な理由がない限りは自分のところの保険で払っていただいて、それを超えるものについては役場で払うという形での取り組みをしております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） この私の車とか公用車の件ですけれども、例えば私用車を使う場合、その距離もあると思うんですよ。県内あたりではまだまだその日のうちに来られるとかなんかあると思いますけれども、遠距離になった場合はどのように考えていますか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 遠距離についても同じような考え方を持っています。それにつきましては、例えば帰任とか赴任とか、例えばうちのほうの今派遣をさせていただいている方々についても本町の条例に従いながら旅費を支払うということになりますので、遠いところの部分については、私用車で来られる部分についてはこの計算でお支払いをするという形になります。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） それは制度としてそうつくればですけれども、今この条例が乗っただけけれども、やはりそれでなくてもこの町内の中でさえそっちこちに車の物損事故とか専決処分で出てくるだけけれども、そういう事故がある以上はせめて県内ならばそういう車両を使っても、県外までのべつ幕なく延ばすということ、私は考えるべきじゃないかなと思うんですけれども。せめて伸ばしても東北6県ならいいとか、いいということはないですけれども、やはりそこらは制限をかけるべきじゃないと。

ただ、今他市町村から応援、派遣職員の方々は車で来るのはやむを得ないとしても、やっぱりここにいるプロパー職員はせめて県内ならいいけれども、県外はだめだよとかとある程度制限をつけたほうがいいんじゃないですか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議員ご指摘のとおり、遠距離については、きちんと公用車がない場合には新幹線を使ったりそういうことで適用させておりますので、県外についてはきちんと申請書を出してもらいながら私も見ますし、財政課でも見られるような二重三重でチェックできるようにしておりますので。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第56号大槌町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第57号 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第12、議案第57号特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第57号特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、一般職同様に公用車を使用しないで自家用車を使用した場合について、1キロ当たりの車賃の定額単価を岩手県の例に倣い改正するものがあります。

第5条の次に第6条、委任を追加し、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める」と規定し、別表で車賃1キロメートル当たり「35円」を「35円以内の範囲内で別に規則で定める額」に改正するものであります。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第57号特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第58号 大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第13、議案第58号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） この条例は、大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（平成24年大槌町条例第21号）を改正するものであり、改正理由は、大槌都市計画事業赤浜地区震災復興土地区画整理事業における施工区域を拡大するものであります。

改正の内容は、別表第1（第2条、第6条、第27条関係）の中の事業の名称、大槌都市計画事業赤浜地区震災復興土地区画整理事業における施工地区に含まれる地域の名称のところで、「及び吉里吉里第26地割」を「、吉里吉里第26地割及び吉里吉里第27地割」に改正するものであります。

附則にありますように、この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13号において準用する同条第9項の規定による事業計画の変更に係る事項の公告の日から施行いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第58号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第59号 工事請負契約の締結について

○議長(阿部六平君) 日程第14、議案第59号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) 1、契約の目的、(1)大ケロ地区幹線管路(第6工区)新設工事、(2)大ケロ地区幹線管路(第6工区その2)新設工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、5,577万1,200円。

4、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地、松村建設株式会社、代表取締役天満昭広です。

次のページをお開きください。

仮契約は、平成26年5月30日に行っております。

参考資料をごらんください。

工期は、平成26年6月13日から平成27年2月7日を予定しております。

実施理由は、大ケロ地区の災害公営住宅を公共下水道へ接続させ、生活環境の向上を図るため、復興交付金事業で実施するものであり、周辺の住宅についても、交付金事業の効果促進事業を使って整備するものであります。

工事内容は、大ケロ地区幹線管路(第6工区)新設工事は、施工延長279.2メートル、内径150ミリのリブ管の管渠延長は7メートル、内径200ミリのリブ管の管渠延長が239.35メートルです。内径400ミリの鋼製さや管による推進延長が19.3メートル、組み立て式1号マンホール工14カ所、附帯工1式、ライナープレートによる円形立て坑が1基です。

大ケロ地区幹線管路(第6工区その2)新設工事は、施工延長191.3メートル、内径150ミリのリブ管の管渠延長は154.2メートル、内径400ミリの鋼製さや管による推進延長が30.225メートル、組み立て式1号マンホール工5カ所、小型マンホールが3カ所、公

共ます及び取り付け管工が32カ所、附帯工1式です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 前にもちょっと聞いて後で図面を見ようと思いましたが、ここに図面が出ていますので、ここの真ん中付近、鎌田ストアーから右方向に行った地域あたりの下水道ということで、ちょっと業者の方から言われていたんですけども、今うちを建ててそして6月末には完成する。そこで、下水をどのようにするか、自分の浄化槽を入れるか、下水管に町でつなぐかということで、使えなければお金がもらえないし、来年2月に完成でうちは建てたがお金が入ってこないと請求できないし、当然支払いが大変だというそういう状況にありますので、午前中にちょっと聞いたわけなんですけれども、ここの全部はやっぱり来年2月で、現在の進行状況というのはわかりますか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 午前中もちょっとありましたけれども、大ケ口の公共下水道の供用開始区域でございますけれども、今月号の広報に掲載してございますけれども、1つは平成26年4月10日付で供用開始済みの区域がございます。それから、今回6月15日で供用を開始する区域についても、今回の広報には載せてございます。ちょっと間が抜けるんですけども、こういった形で。それで、鎌田ストアーというところが今回の供用開始区間になるのかどうかというのはちょっと微妙なんですけれども、まず1つは、開始区間であれば供用開始に合わせて使っていただければ下水道が使えると。それから、被災した方の再建ということであれば、今考えておりますのはそういった方にも浄化槽についての補助をしたいと考えてございまして、これについては、震災時の3月11日まで遡及してそういった補助についてやりたいと今要項の整備等を進めているところでございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） ちょっとお聞きしたいんですが、例えばここの中でうちを建てて浄化槽が今使えない状況、来年までは待てないという状況で、最後に完成したというときはどういうふうに考えたらいいんでしょう。取り扱ったら。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それは、供用開始の時点では実はもう浄化槽は設置してあるということが前提ですかね。それが供用開始の告示とともに、実は浄化槽なくてもつな

ぐことができるということになった場合なんです、その場合はつないでいただいてその浄化槽を廃棄していただいても結構ですし、一応水洗の義務がございますので何年か後につなぐ義務がございますけれども、それまで使っていても結構でございます。基本的には供用開始から3年以内までであれば、処分というのは出したことはないんですけども、一応は過料とかそういったものは発生しないようなことになってございます。

（「後でちょっと確認します。済みません。いいです」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第59号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。

○

日程第15 議案第60号 平成26年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第15、議案第60号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第60号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額2億9,609万5,000円は、復興整備事業第1期工事等の復興交付金事業に係る震災復興特別交付税であります。

13款国庫支出金2項国庫補助金、補正額3,031万9,000円は、過疎地域等自立活性化推進交付金及び国の平成25年度補正予算に伴い経済対策として交付されたがんばる地域交付金等であります。

3項委託金、補正額44万6,000円は、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業委託金であります。

14款県支出金2項県補助金、補正額2,434万1,000円は、共同利用漁船等復旧支援対策

事業補助金等であります。

3 項委託金、補正額75万円は、農地の集積化に伴う農地中間管理事業委託金及びいわての復興教育学校支援事業委託金であります。

16款寄附金 1 項寄附金、補正額31万円は、図書購入に対する寄附金であります。

17款繰入金 2 項基金繰入金、補正額10億5,133万8,000円は、地域の元気臨時交付金基金繰入金及び復興事業に係る東日本大震災復興交付金基金繰入金等であります。

18款繰越金 1 項繰越金、補正額 4 億3,873万7,000円は、平成26年 3 月に交付された第 8 回の復興交付金等を計上するものであります。

19款諸収入 4 項雑入、補正額 1 億571万6,000円は、地域活動に伴う備品整備に係る自治総合センターコミュニティ助成金及び沿岸営農センター整備事業に伴う花巻農業協同組合からの工事負担金等であります。

2 ページをお願いいたします。

歳出。1 款議会費 1 項議会費、補正額40万8,000円は、大槌町議会政務調査会事業補助金であります。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額1,828万2,000円は、コミュニティ助成事業補助金及び過疎地域等自立活性化推進補助金等であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額343万9,000円は、平成26年 2 月の積雪により被災したビニールハウスの復旧に伴う被災農業者向け経営体育成支援事業補助金等であります。

2 項林業費、補正額2,596万2,000円は、林道城山 1 号及び 2 号並びに安渡赤浜線の林道の維持修繕に伴う林道維持修繕工事等であります。

3 項水産業費、補正額1,076万2,000円は、水産業及び水産加工業の振興を図るため廻来船の誘致に係る大槌町魚市場水揚げ振興対策事業補助金及び新規漁業者の育成等に係る大槌町漁業担い手育成支援事業補助金であります。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、補正額3,722万円は、花輪田寺野線路面補修工事及び波板線路面補修工事並びに町道改良に係る設計等業務委託料等であります。

3 項河川費、補正額1,500万円は、生井沢川護岸改修工事であります。

5 項住宅費、補正額200万円は、町営住宅及び定住促進住宅の修繕料であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額190万円は、自治総合センターコミュニティ助成事業により実施する防災資機材整備に係るコミュニティ助成事業補助金であります。

10款教育費 2項小学校費、補正額20万5,000円は、いわての復興教育学校支援事業に伴う消耗品費等であります。

3項中学校費、補正額20万1,000円は、いわての復興教育学校支援事業に伴う講師謝金等であります。

4項社会教育費、補正額153万3,000円は、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業により実施するふるさと大槌学講座に伴う講師謝金等であります。

5項保健体育費、補正額137万円は、町内に整備する仮設グラウンドの維持管理に伴う光熱水費等であります。

11款災害復旧費 3項文教施設災害復旧費、補正額515万2,000円は、小中一貫教育校整備事業に伴う用地取得に係る収用裁決申請図書等作成業務委託料であります。

15款復興費 1項復興総務費、補正額 4億2,584万9,000円は、第8回申請で交付された復興交付金基金積立金であります。

2項復興推進費、補正額 5億3,510万1,000円は、町方地区以外の復興整備CM事業により実施する復興整備事業第1期工事等であります。

4項復興農林水産業費、補正額 4億4,056万8,000円は、水産業共同利用施設整備事業による製氷貯氷施設整備工事及び町産材の利活用促進に係る備品購入費等であります。

5項復興商工費、補正額831万6,000円は、首都圏等からUターン者の雇用確保に係る地域人づくり事業業務委託料であります。

3ページをお開きください。

6項復興土木費、補正額 1億5,000万円は、補助対象者の増加に伴うがけ地近接等危険住宅移転事業補助金であります。

7項復興都市計画費、補正額 1億4,176万1,000円は、新町の仮設グラウンドへの防球ネットの設置に伴う小中学校グラウンド防球ネット設置工事及び防災集団移転促進事業並びに土地区画整理事業に伴う用地買収費等であります。

8項復興用地建築費、補正額2,293万円は、復興事業により取得した土地の管理に伴う用地管理システム導入業務委託料であります。

11項復興社会教育費、補正額8,760万円は、水循環解析調査業務委託料であります。

12項復興支援費、補正額1,249万3,000円は、大槌町納骨・慰霊の場建設事業基本設計・実施設計業務委託料及び仮設住宅侵入通路の簡易舗装等による仮設団地周辺環境整備工事であります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

6 ページ、2、歳入。9 款地方交付税 1 項地方交付税。（「進行」の声あり）進行します。

13 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行します。

3 項委託金。進行します。

14 款県支出金 2 項県補助金。進行します。

7 ページ、3 項委託金。進行します。

16 款寄附金 1 項寄附金。進行します。

17 款繰入金 2 項基金繰入金。東梅 守君。

○3 番（東梅 守君） ここでちょっと質問させていただきます。

今現在町内にある定住促進、それから町営住宅に対して積み立てをしているわけです。町内にある町営住宅、この震災に遭わずにある町営住宅の場所ともし建築年数どのぐらいたっているのかわかればお教えいただければと思うんですけれども。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 淳君） ただいまの質問ですが、町内にある町営住宅で昔からある町営住宅で使用できる場所は、赤浜、安渡の町営住宅、それから沢山町営住宅、それからあとは大ケロ二丁目の町営住宅となっております。築年数は40年ほど経過しているかと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3 番（東梅 守君） 実は一部で古いというのを聞いた話があったので、今質問させていただいてどの程度大槌町内にあるのかなということでお聞きしたわけです。そのうち一番新しいものは大ケロが新しいのかなと思いますけれども、それ以外では築40年ほどたっているということで、大変老朽化しているのではないのかなと思っているわけです。この辺を実は沢山もそうですね。築40年ほど建っているところ。今回災害公営住宅が建てられるということもあつたりしまして、その住んでいる人たちの中では、これだけ古いのに自分たちのところは建て直す予定はないのかなという話もございました。その辺で、耐久年数とかを見きわめながら改築の予定はあるのかどうか、その辺をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 震災前になるんですけれども、この町営住宅の同じストック事業計画というのを立てていまして、その中では赤浜の住宅と安渡の住宅については、用途廃止する予定でございました。用途廃止していずれ地主の方に返すということで進めてまいったんですけれども、今回の震災があったために返還が今おこなわれていまして、そのまま使わせていただいているという状態で、もともとの計画では用途廃止ということになってございます。

それから、その後の今現在ストック計画というのを昨年度また見ていまして、その中に基づきまして、今後こういった公営住宅の用途廃止なりあるいは更新というものを定めていくという方針になってございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ということは、まだ具体的にはこの町営住宅について、いつ廃止という形とか改修というのはまだ決まっていないということによろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今は現在の災害公営住宅の建築がまず最初でございまして、その中での空きぐあい等もありますけれども、今現在は当然今回の震災に遭われた方が優先ということで今公営住宅は進んでおります。その後あきが出たり、その後の例えばあいた場合にそれを転用するとかあるいはまた別に建てかえるとか、それについては、まだ基本的には建てかえというのはちょっとないとは思うんですけれども、基本的には災害公営住宅を中心に建設を進めて、その中でこういったストック計画にあわせた形で進めていくという格好になっております。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。18款繰越金1項繰越金。進行します。

8ページ、19款諸収入4項雑入。進行します。

9ページ、3、歳出に入ります。1款議会費1項議会費。進行します。

2款総務費1項総務管理費。進行します。

6款農林水産業費1項農業費。進行します。

10ページ、2項林業費。進行します。

3項水産業費。小松則明君。

○7番（小松則明君） これは喜ばしい話を1つ。この大槌町漁業担い手と育成の部分で、最近ある方がちょっと話があるよと来たいい話でございしますが、今の大槌高校の1年生の中で、将来私はおやじの跡を取って養殖事業を後継者としてやりますと。そういう高

校生がおるということに対して、その高校生が卒業するまでの間、この2年ちょっとあるわけですね。こういう部分に対してこの400万円なるもの、またそういう若手の跡継ぎ、また新しい方々というものに対しては、この額というものをどう考えているのか。また、跡継ぎ、その水産を大事にしましょう。そういうことも町ではうたっております。それとは別にも私は言っていることもありますけれども、そういう担い手に関しての金を使う、公金を使う。そういうことで、本当にほのぼのとした温かい話ですけども、町長、こういう後継者が手を挙げるということに対して町長はどういうお考えを感じますかね。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 震災前から漁業の担い手不足が叫ばれてきた中で、震災を受けてさらに担い手不足が深刻な状況にある中、このような話が出てきたということは本当に私にとっても町民にとっても、町の産業にとっても大変喜ばしいことであって、私としても可能な限り支援をしてみたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 本当に町長、心温まる答弁だと思っております。

やっぱりこれはお世辞じゃなく跡継ぎがない、本当に困っている状態という中で、跡継ぎがやるというんだったら後押しをする大槌町であってほしいと、そういうやっぱり若者に対してもということなので今後ご協力お願いいたします。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） いい話が出たところでいろいろ聞きたいこともありますけれども、またかと思われるかもわからないですけども、この大槌町魚市場水揚げ振興対策事業ということがありますけれども、前から言っているように震災後も大槌町の漁業者は漁獲物は市場におろさないと。これを絶対打開しない限りはまた同じことになるんだ。だから、こういう確かに文言は立派だけれども、根本を変えるような施策をどのように講じていきますか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 議員ご指摘のとおりでございます。まだまだ市場のほうを再開したとはいえども、水揚げ自体、25年度は前年度に比較すると大分水揚げは増になっておりますが、地元の漁船漁業の方々も大槌の市場はなかなか買い付けで単価が低いということで、わざわざほかの市場にも水揚げをしているという状況を確認して

おります。

今回のこの補正予算は、実はそれらの臨時的ではありますが、例えば今魚市場に対する水揚げの手数料というのが一律5%なんです、これらの水揚げの手数料を当町の単独費の中で助成するというものでございます。それから、大きなものについては、今製氷施設等が今後来年になれば操業開始になるんですが、それとさらに水産加工が今徐々に回復基調にあります。これらを踏まえると、買い付け業者もだんだん人数が多くなってまいりますので、市場の水揚げを含めた増を図るということで、廻来船の誘致を図るための支援策もこの予算の中で今回計上してございます。これらを踏まえて、サンマ等の間屋さん等々の県外の会社に直接町ないし漁協と一緒に廻来船の誘致についても図りたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） そっちこっちから手が挙がるけれども、もう一つ、町長さん、関連して聞きたいけれども、その漁業学校の続きを今どのようなになっているかを知りたいと思います。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 先週になりますが、三部会の上部である水産振興会を開催しまして、今年度の事業の内容について審査委員の方々に説明したところでありますが、漁業の担い手、特に漁業学校につきましては、今年度は短期のもちろん研修等を行うんですが、そのほかに3カ月間の養成講座を行います。これは、あくまでも漁業者及び養殖漁業者、定置等も含めた漁業に直接従事した上で、可能であればその後引き続き漁業に従事するという前提のもとでの研修講座を行う予定でございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 3回目。それと、今大槌町に在住の方で組合員になりたい。これはいいことだなとは思いますが、どういうわけなんだかお願いしても返事をもたない。そういうことがあるので、その組合にも今こういう状態の組合を何とか生き残らせるためには、やっぱり組合員は当然ふやさなければならないし、そこらで水揚げもしなければならないから、どういう経緯で例えば話があっても断るんだかその辺をきちっと把握して、やっぱりやりたいという人でふえるものならふやしたほうがいいと思います。その辺、組合とどのような対応をしていますか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 組合員の資格審査というのは、漁協の中にあるんですが、審査委員会とありまして、これには実を言うと私と商工会の会長さんも委員として入ってございます。審査会は年に2回ございます。それまでに申請があったものについてその場で検討するんですが、今までのケースでいうと他の業種、仕事をされて、採介漁業だけを希望するという、例えばアワビとウニの採介漁業を希望するという方がある場合に、どちらが主になるかということ審査会では検討してございます。恐らく申請の段階か審査会の段階で適用外になった方々は漁業が主でなく、従という形であったために準組合員という形での内容についてもいろいろ多分説明があったと思うんですが、毎回一応何人かはその審査会で決定には至っていないというのが状況でございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） この漁船漁業について、漁船を使つての漁はその時期、海流によって北に行ったり南に行ったりしているわけなんですけれども、このように燃料が高騰してしまつて、それでとつたものはなるべくだったら燃料のかからない近くの港、そういう声も聞かれますけれども、この辺について補助、助成等についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） まだ地元の漁船漁業に対しては、まだ今のところ検討しておりますが、決定には至っておりません。ただ、先ほど説明しました廻来船の誘致については、水、燃料等の補給についても町で単独ではありますが支援をするということで今回補正の内容には入れてございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。

漁船漁業のほうもそういう市場の活性化にとっては必要だと思いますので、今後考えていただきたいことと、それから前にも言いましたわざわざ大槌漁港を申請というか援助のためというそういう船もございますので、その辺も今言ったように水とかの供給、調達、すごくいいことだと思いますので、今後とも続けていただくようよろしく願いします。

○議長（阿部六平君） 進行します。11ページ、8款土木費2項道路橋梁費。小松則明君。

○7番（小松則明君） 道路橋梁費ということで、この柁内地区の話でちょっとお聞きいたします。

本来なれば、県道から柵内に入る道路、ほとんどが農道でございますが、それに農道の部分というか農業のほうとそういう部分でないものですから、ここでお聞きいたします。

県道からおりていく農道についての道路幅というものについてなんですけれども、裏の道路は道路なり、県道から入る道路の幅員というものに対しては、道路の幅があつて高さがあればのり尻というのは下の幅、それを加えたものところで幅員とみなすのか。上の部分の道路部分だけでみなすのか。それによって、柵内地区の田んぼを農地転用して新しく再建したい人たちもかなりいると聞いております。それに対して町当局はどのような考えを持っているのか。また、そののり尻なのか上のほうなのか、少し削れば広くなるが、どっちなんだろうかとということを取りあえずお聞きしておきます。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 道路の有効幅員についてのご質問だと思いますけれども、道路の幅員、いわゆる全幅は基本的には側溝のふたがなければのり尻から上かといえば、当然上でありまして使える幅員ですので、車が走る幅員。なおかつ側溝にふたがなければ側溝の内側から内側、ふたがあれば外側から外側が全幅という考え方でございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 本当の条例のとおりの話です。私が言っているのは、まずその道路があるよ。だけれども、のり尻までやったらもう6メートル、7メートルあるんですけれども、その場合に途中で農転をして家を建てたい。自分の田んぼがありますよ。そこに再建したいんだという場合に対して、1つの家ができればその周りにもできていくということで、いろいろな部分で柵内地区は工業地域の指定を受けたりする部分でこれから改良に改良を重ねるところだと思っています。また、災害公営住宅もできていくし、また社会交で下水道もだし側溝からいろいろつくるといふ話も出てきておりますが、県道から入る道路というものに対しての事業とかそういう幅員についての前向きな考えはないでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それは、いわゆる県道から農道と入ってきているんですけれども、その部分の改良をして幅員を広げる計画がないかというお話でございますか。今はちょっとないんですけれども、今後いろいろ検討はしていきたいと思っています。

ただ、今回柵内の災害公営住宅で実際幅員を広げて、入り口を6メートルにして擁壁

を建てて造成工事をしたんですけれども、かなりの金額がかかっていまして、実はすごい金額がかかっていまして、1つのところをやるにもかなりの金額であろうなということとは予想します。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 3回目なんですけれども、かなりの金額がかかります。それは誰のためにやっているんでしょうとかということですよ。大槌町民のためです。被災した人のためです。そこを言うなればある程度の幅員をとれる部分にするまでの工事量、途中からでもL型擁壁でできるとかいろいろな部分のやり方があるということで、最低限の部分でどうなのか。それに従って公共的な道路指定をしてほしい、将来そういうふうにしますということのこの前の話にちょっと戻るんですけれども、将来つくからという方向性を持って家を建てさせてあげたいという心もあるんです。それによって、自分の持っている土地に家を再建できる。そうなれば、土地は買わなくてもいいよ。その分、家にお金ってかかりますものね。家建てるには。そういうものの緩和というもの。防集移転の方々は国のお金を十分に使って立派な道路をつけてもらって住むことができます。しかしながら、区画整理のところの人たち、そういう売却していった人たちの分の、じゃ、手を差し伸べている部分があるのかなというミスマッチというかそういう部分もあるのも事実であります。だから、そういう部分に対してある程度将来的にはつくるものがあれば、県でも何ですか、いいですかねという言葉のあやですよ。あやなんですけれども、どうなんでしょう。そういう気持ちを持ってこれは農林水産ともかわりがあるんですけれども、町としてはどういう感覚になるのか。建ててほしい。やってほしい。そういう願いがある方々がかなりいますけれども、私は3回目なので誰か引き継いでくれればありがたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（大水敏弘君） 実際に今土地がないと、宅地がないという状況でございまして、町としてはまず被災者の方々に提供する宅地をとということで優先して取り組んでいるところなんですけれども、一方で定住を図りたい、町に戻ってきたいという方もいらっしゃるという状況の中でのお声かなと思います。

これは、場所や地域によって事情はさまざまですので、まずその地域の方々と話したりしながら、宅地として提供できる方策がないかどうかということ町としても意見を聞いたりしながら、いろいろそういう会合もございまして、地元の意見を聞きながら

どういふ対処方法があるか考えていきたいと思ひます。（「さすがだ。もういいです」の声あり）

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 質問をさせていただきます。

ここに花輪田寺野線路面補修工事というのがあります。この補修工事は、寺野に向かう広い通りと見えていますけれども、実はその花輪田の中に入った部分、ちょうど定住促進住宅の前の下水路というか用水路のあるあたりなんですけれども、あそこも以前こゝでも話をしたことがあると思ひますけれども、あの道路もかさ上げをする形で、何でかという大雨が降ったときに冠水してしまうという場所があるんです。ちょうど真ん中辺が低くなっているんですね。その関係で冠水してしまう場所があるので、何とかならないかという話で、用水路と一緒にこれを計画を立てているという話を担当課から以前お聞きしたことはあったんですが、その後計画はどうなっているかお尋ねしたいんですが。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 淳君） ただいまのご質問ですけれども、定住促進住宅の裏側等流れている水路なんですけれども、震災前から水の流れが悪いということで、夏場等悪臭等があるという苦情等は承知しております。今年度ですけれども、勾配等の調査をしてとりあえず堆積している土砂をまず除去する方向で進めたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） あその場所なんですけれども、私も測量をしたわけではないので何とも言いがたいんですが、もしかしたら大震災によって地震の影響で地盤沈下を起こしているのではないのかなと感じているわけです。それで、あの部分が下がったために出口の部分のほうが後からつけられた場所と考えると、出口のところはそんなに下がらずに真ん中だけが大きく下がったために流れにくくなったのではないのかなという推測を私はしております。その辺を含めてぜひ地震による影響がないのかどうか。もし地震の影響があつてそうなつたのであれば、災害復旧が適用できるのではないかと私も感じているわけなんですけれども、その辺でできないか。

それと、やっぱり以前去年前から話をしているわけなんですけれども、やっぱりあそこに住んでいる人たちにとっては、あの用水路のこの時期からなんですけれども、悪臭それからボウフラが湧いて蚊が出るという問題であつたりとか大変困っている状況があ

るわけです。その辺やっぱり早急にやるべきかな。確かにこの震災による復興も大事ですけれども、今住んでいる現状に住んでいる人たちも大事なのではないのかなど。特に、花輪田地区はあそこも浸水した区域なわけですね。ほとんどが浸水しています。そういうことも含めて早急に手当てをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。要望で終わります。

○議長（阿部六平君） 進行します。3項河川費。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） まず、この生井沢の工事に関しましては、賛成、異論はありません。まず、場所の確認をしたいと思うんですけれども、仮設団地に入るところに入っていく途中に、大型土のうを盛って沢の保護をしているところがあったと思うんですけれども、その場所なのかどうなのかというところをまず確認させてください。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 淳君） 生井沢の河川改修ですけれども、場所については、議員がおっしゃっているとおり大型土のう等が積んである付近になります。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。

あそこは去年だかおとしの大雨のときにちょっと崩れた場所ですので、仮設団地もありますので、結構車の往来もありますので、早目に直したほうがいいところだと思います。

きのうの続きになるんですけれども、この公図、あそこら辺のこの公図は昔のままということで、沢が実際あるところは公図を見ると沢がなくて個人の土地になっている場所なんですね。あそこを解決するにはきのうも言うとおりに国調を入れなければいけないと思うんですけれども、ただ今言うとおりにそのいろいろスタッフも足りない状況でそういう事業を導入するのも難しいというのもわかりますよ。ただ、やはりそういうあそこの河川はもうあのまま動かないわけでありますから、ちゃんとしたもとの公図を見てもあそこにはこういう形の河川が流れているんだよというところをもうちょっと早目に整理したほうが、忙しいのは十二分にわかるんですけれども、そうしなければ。いかがですかね。こういう工事はこれはいいことですよ。ただ、そこら辺の地権者からしてみれば、いや、ちょっとうちのところもどうにかできないのかなという思いもあるでしょうから、そこら辺をまず無理を承知で質問しているわけですがけれども、きのうの続きになりますけれども、局長さん、いかがですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今現在、金沢第1地割の上のほうに行っていて、その後どうするか次また考えますけれども、あと1つちょっとあれなのは、国土調査なんですけれども、決してスピードのある調査ではございませんで、大体入ってから3年間はかからないと、基本的には調査して、立会して、測量して、それから縦覧をかけるまでという大体3年間ぐらいかかります。これから国にそういった調査箇所についての申請をしてからであれば、早くても4年後、あるいは5年後という形になりますけれども、それについては、ちょっと国土調査のほうといろいろ考えて、今の工程とあわせて次の工程の中で考えてございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 今の東梅康悦議員との関連なんです、あの地域、生井沢地域に例えば防集の予定ないですもんね、あそこにね。ないがために余り大きな予算がないということもあるんでしょうけれども、実際流された方々があの地域に土地を持っていて、公図をとってみたら青線が自分の土地に入ってきていると。結局、沢が蛇行している関係で。下のほうにいくとL型擁壁だったりU字側溝が入っていてちゃんとなっているところがあったり、上がもちろん沢ですから生井沢というぐらい沢なんだと思いますけれども、そういう相談を受けるとやはり公平に取り扱わないといけないし、今の答弁であるとお国調を入れたのでは逆に言ったら3年、4年待たないといけないというのもあるので、実際相当数というかかなりなボリュームで旧青線が浸食されたり、個人の宅地というのか、個人で盛り土して宅地化になっていったりということで、従来の線形とはかなり変わっているという話を私も相談されてきました。なので、何の予算が適切か私にはわかりませんが、国調が一番早いのか。3年でも早いと言われるのか。それとも、何かの別な予算を使ってもあそこら辺をきちっと整理したほうが、まだまだ宅地化ができるようなところだと話を聞いていましたので、そういうふうに関心を出して進めていただきたいと思っておりますけれども、何かいいものありますか。どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 生井沢地区が公図混乱地域だというのは、よくわかってございます。あとはほかにもいろいろいっぱいございます。基本的には、こういった形を地図訂正するには国土調査しかないと思っております。したがって、その時期を見て国土調査をします。なおかつ、さらに立会をしますので、その中でもまた地権者の方々が合

意をとればよろしいですけれども、かなり中でも筆界みたいになったりしている部分も特に山の中ではあってなかなか決まらないのも現実でございます。

それ以外に例えば今1つ出ている防集団地を、生井沢にも防集団地が下のほうにあるんですけれども、予定しているところは。入れるとなれば、今言ったようにその任意事業ですと、実際の防集事業を入れてすらもいまだに解決できていないという状況の中では、なかなかそういった形で国土調査以外のものでやるということは難しいだろうなど。一番は、国土調査を入れることとあとは地権者の方々の了解を得られることが、ご協力を得られることが大きいのかなと考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 確かに事務手続は相当数時間がかかるのは承知していますけれども、その土地を持っている人、土地を有効活用したい人、そこに住んでいる地域の人、上から山水が中心だと雨水もあってなんだと思いますけれども、やはり災害が起きたりとか反乱したりとかいろいろな問題も抱えている以上、例えば宅地になるような予定のところの沢については、きちんとL型擁壁で囲ってあげるとか、せめて個人さんの土地が浸食されないようにぐらいのやはり手当てはしてあげないといかんのかなと思っていました。こういう案件に関しては、非常に狭隘な大槌町の中ですので物すごく多いんだと思います。多いんだろうけれども、再建して住宅を建てたいという人の声もやはりスピードだとかという観点からいくと、できるだけかなえてあげたいのが本旨だと思いますけれども、ぜひその実現に向けて努力していただきたいと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 前にも言いましたけれども、お願いすれば写真を写してもらいたいような話もされるし、この河川の維持のやつ、もと県立病院、あそこの橋から安渡橋の間、あそこにまだまだ鉄のパイプ、折れ曲がったのも沈んでいるし、あとは脚立みたいな格好に出ているのもあるし、まだまだあの河川の中をそういう残滓を揚げてもらわなければならないと思いますけれども、どうですか。見ていますか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） その分については、県にももしそれであれば要望したいと思っています。ただ、今のいろいろあると思いますけれども、大槌川と安渡川の間というのは禁漁区設定されて、かなり保護しているたしか箇所だと思うんですけれども、その中でいいということであればどんどん県には要望したいと思っています。

- 議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。
- 9番（金崎悟朗君） 禁漁区だというのは別問題で、津波のとき、なら禁漁区だから入らないかといえば入って実際やっているんだから、いずれにしても何か油がにじみ出るようなパイプはあるようだから、干潮のときにはすごく見える。だから、もう少し清掃していただくように県に要望してください。
- 議長（阿部六平君） 進行します。5項住宅費。進行します。
- 9款消防費1項消防費。小松則明君。
- 7番（小松則明君） これはお聞かせください。
- 消防費の部分で、負担金、補助及び交付金でコミュニティ助成事業補助金、この中身について教えていただければ。
- 議長（阿部六平君） 危機管理室長。
- 危機管理室長（山中清隆君） このコミュニティ助成金の中身でございますけれども、まず事業概要としましては、財団法人自治総合センターが実施しております助成事業について、26年度本年度ですけれども、大槌町公民館吉里吉里分館運営委員会で申請をされたのが採択されたものでございます。
- 事業内容としましては、地域の備蓄品として購入を計画しております。中身につきましては、テントでありますとか発電機、それとそれを収納します備蓄倉庫等々になっております。以上でございます。
- 議長（阿部六平君） 小松則明君。
- 7番（小松則明君） コミュニティという名前でやったんだから、備蓄品がコミュニティかとなれば、それでもお金がついていいことはいいからだけれども、やっぱりこういうもらうときには助成金といってもちょっと中身を幾らか書いてもらえれば、私たちもわかりやすいということで、この後にもまた聞くとかなりわからないことがあるので聞きますけれども、まず見やすく、わかりやすく、町民にもここで答弁をして答弁を聞く人たち、見る人たちに易しい答弁をこれからもよろしくお願いいたします。進行でよろしいです。
- 議長（阿部六平君） 野崎重太君。
- 12番（野崎重太君） 消防費。私もそれこそ初当選以来、この消防には常備消防、非常備消防、いろいろな防災でそれこそ当局とも議論しながらこの何年間やってきました。それによって一喜一憂しながら今こうやって議員をやっているわけなんですけれども、

きのうはまた小松議員の一般質問の中で婦人消防協力隊、あるいは消防団員の確保云々かんぬんというお話がありまして、まことにこれからのそれこそ災害に向けては必要な事柄ではないかなとそういう思いで、それであえて質問するわけですけれども、もちろんこの婦人消防協力隊も当時はそれこそ10万円という予算で始まったんですけれども、山崎町長時代にその行政改革云々かんぬんとそれこそ補助率を全部、各補助率を20%カットということで8万円になった経過があります。もちろん今の副町長さんたちも知っていると思いますけれども、当時大変だったということ。だから、そういうことで今度新たにきのうの話だと4万円と50%アップみたいな話なんですけれども、そうなっていていいことなただけけれども、私も消防好きだから、これがいろいろな各さまざまな団体の補助金の関係にかかわっていったときに、大槌町の財政は大丈夫かなという1つの50%という物すごい数字なんですけれども、なったときに大丈夫かなという。財政課長、きのうは小松議員はありがとうというお言葉を述べておりましたけれども、それはそれでわかるけれども、これが1つの癖、癖ということもないだろうけれども、消防協力隊ももらったんだと、じゃ、おらほも申請してもらおうかというそういう物事が来たときに、果たしておまえたちのほうはだめなんだとか、そういうことは言えるか言えないか。そこをまず1点お伺いしておきます。

実際的にこの婦人消防協力隊というのは、何も向かって敬礼しているとか整列するかそういうことから始まったのではなくて、とにかく消防団員がいるんだぞと、その中でうちから火災を出さないのも協力だぞということから始まったのが婦人消防協力隊です、実際的に。だから、その後いろいろな経過を通りながら今の現在があるんだけれども、当時1万6,000、7,000人の大槌町の人口のときに、そういう協力隊をつくりながらやってきたんだけれども、そのときの10万円と今ここに4万円上がれば12万円になるんだけれども、その辺の兼ね合いがこれは果たしてどうかなというのが心配されます。欲しいけれども。我々も消防をやった人間だからばんばん欲しい。だから、その辺のところをこれからどうしていくのか。これは、それこそ財政課長だけの問題ではないと思うけれども、町長さんもよく大盤振る舞いをやるような傾向が見受けられますけれども、今の消防団員の定数、実際的に当時の定数と今の定数はそんなに変わっていないはず。人口のことからいったときに。これから団員も少なくなってくる。いろいろな事業所にそれこそ団員確保のためにさまざまなこともやらなければならないだろうけれども、ある程度この大槌町と釜石の消防が合併したときには、今には将来的に団員が少なくなる

よ。そのときのために今合併しながら常備消防を強くしておくんだというそういう考え方もありながら合併した経過があります。実際的には。だから、何も非常備をないがしろにするわけではないけれども、そういったさまざまな経過がありながらこういう消防署の合併があったものだから、そういうところも本気でそれこそ災害があつてやるときには私は消防署だと思っていますから、団よりも。団ももちろんやりますけれども、それでも一番仕事としてやっているのは消防署だと思っていますけれども、これからの消防団員の定数の問題、人口に比例した定数の問題とかさまざまなことをこれからどのような考え方で持っていくのかをお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 私からは補助金の考え方についてご答弁させていただきたいと思ひます。

議員のおっしゃるとおり確かに補助金に関しましては、震災以後、震災前には補助金を交付していた団体がなくなつたり、そういった感じで補助金に関しましては、見直しを震災以後行つております。今回の消防団、婦人消防協力隊への補助金の増額に関しましては、昨今の消防団員の確保を側面からいわば支援していくという観点から、何も4万円ふやしたのは4万円全部使ってくださいということではなくて、その範囲の中でやれる活動をしたいということでございますので、要は団員確保の応援ということで考えております。ですので、これは何もことし4万円ふやして12万円にしたから、未来永劫12万円になっていくということではございませんので、その点はこれはどの補助金に関しても、どの団体の補助金それから町が運営するような事業に関しましてもそうでございますけれども、その時々状況に合わせて、そして私どもの財政力に合わせて常に変化をさせていきたいと考えております。以上です。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 私からは消防団員の定数ということで、議員言われたとおりやはり人口が減っているということもありまして、前の定数よりも少なくとも十分に間に合うんじゃないかということもあります。ただ、やはり今回のところは高齢化が進んでいるのではないかなということも思いますし、単に数だけの問題ではなくてやはり構成年齢等も考えられるんじゃないかなと思います。やはり今の状況を聞きますと、消防団員が同じ前の地区にいなければならないのに、やはり仮設住宅でそれぞればらばらだという状況もあります。やはりそういうことも踏まえると、これからのまちづくりを見

据えながら消防団員の団員もそうですけれども、役割、区域とかそういうものもしっかりと考えていく必要があるだろうなと思います。この消防団員の定数については、しっかりと考えていきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） まず、誰も消防のことに對して反対だとかなんとかそういう意味で物を言っているんじゃないんですけれども、だからこれからの人口の推移を見ながらまだまちづくりが例えば安渡なら安渡がどうなっていくのか。吉里吉里はどうなっていくのか。そういうところ、吉里吉里はそんなに変わらないと思うけれども、町方でも何でもそう変わっていったときに、どういうふうに今まで1分団、1、2、3がどうなっていくのか。あるいは、2分団1、2、3がどうなっていくのか。そういうところもお互いに各団員等とも連絡を密にしながら新しいそれこそまちづくりの消防団員のあり方というのも考えながら、定数のことを含めながらやっていくべきではないのかなという誰かこういうのを言わなければ、なかなか立ち上がらないものだからあえて言いますが、もちろん今財政課長が言いましたけれども、補助金の問題でもそれはいっぱい出したほうがありがたいです。私も消防好きだから。ただ、その辺がどこまでも今それこそ何もこれは全部決まったものではないというそのときの時々によって合わせますという話がありましたから、ああそうか、それもいいなという思いでいるんですけれども。

だから、ひとつ婦人消防協力隊も一緒になってこれからのまちづくりの消防団員のいろいろなさまざまな連絡網でもいいし、何でもとにかく災害を出さないのも協力隊の1つの仕事ですから、何も整列して敬礼するのが婦人消防協力隊ではないですから、そのようなどころも時々に合わせてながら増額したり減らしたり、そうしてやっていくのがこれからのまちづくりの本筋ではないかなという思いで今あえて、小松議員に言わせれば何だというかもしれないけれども、そういうことではなく、ただもらうだけではなくそうやっていくべきだということで質問したわけですから。

町長さん、吉里吉里は大体同じあれでもわかると思うけれども、これからのこの町方の1部、2部、3部あったんですよ。大須賀まで入れて。だから、その辺のところ、あるいは大ケロがこれから物すごく人口がふえる。また寺野地区もそうなる。そういうときのこの団の編成的なこともあるだろうと思うけれども、その辺のところは何か考え方がありますか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 消防団の編成につきましては、まちづくりとあわせながらその消防団の皆さんとどういう体制が望ましいのかを協議しながら団編成を進めてまいりたいと思います。

先ほど野崎議員さんのほうから心配されてこの補助金的なところについてご発言あったわけですが、いずれこれまで震災前、補助金の一律カットをしながら行革を進めてきた中で、今回のこの消防の件に関しましては、今現在のこの震災を受けて消防団員の処遇等が叫ばれている中で、今回は一時的なものでありますが、いずれその持続可能なまちづくりという視点からもこれからは行財政改革を進めていかなければならないとそうのように思っております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 消防団員の話になったので、消防団員たる者ということで先輩議員の元消防団員の野崎議員も言うておりました。消防署というものは大切だと。確かにわかります。ただし、消防団というものに対しては、命の限り本当にどこまでやったんだと。今回の震災でも絶対的な我が命を捨ててまで尽くしたという事例もあります。だから、どっちがどうだ、ああだのこうだのという話じゃないですけども、ただし消防団員に対して私は前向きな考えをしてという部分で言うております。

消防署がでかくなればいいというんだから、いいんだったら消防署をでかくしてくださいよ。私はけんかを売っているわけじゃないんですけども、ただ団員の確保に必要な部分、またはその予算に対して町が見てくれた。そういうことに対しては感謝しております。

また、先輩議員もいろいろ心配してくれるのもありがたい。また、今の町の部分に対して1分団の話が出ております。1分団の話もこのまちづくりが進む過程において、1分団のじゃ、テリトリーをどこまでにしようか。それは、今1分団でも集まって話をしております。それを町当局に上げる、また消防署に上げる。そういう話までいっております。もう少し区分け、また4分団とか5分団とかいろいろな区分があるし、そういうものに対しては時間がかかるというのもありますけれども、ただし有事の際にはちゃんとそのものに対しては対応すると。するが上で、団員が足りないということでお願いしている部分でありまして、本当に消防団も消防署もどちらも大切だということも町当局と行政の皆さんにもおわかりいただけるようお願いいたします。また、議員の方にもお願いいたしたく、また先輩よろしくようお願いいたします。以上です。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 一言ということではないんですが、先般6月1日に大槌町消防団の総合演習が予定されておりましたが、釜石の両石の山林火災の影響があって消防署員がみんなそっちに出向くということで、消防演習自体が中止になりました。そのときの練習とかそういう中で話を聞いたんですが、震災後3年、訓練をしていないと。全体的な演習訓練をしていないと。水力試験だとか防御訓練はやっているんですけども、全体で前であれば規律をやったり機械器具をやったり。訓練をしたいんだといったときに、グラウンドを町に団として貸してくれないか。例えば旧大槌病院のところを盛り土したとかあの仮設のグラウンドがなっていますけれども、ああいうところを借りたほうがいいんじゃないですかと言ったら、いや、町では貸さないとやったというんですよ。その事実をちょっと確認してみたいんですけども、例えば消防団が訓練をするときに町全体の総合演習をしたいと。今こういう状況だからなかなか広場がないといったときに、あの仮設のグラウンドを消防団演習として使用することについては大丈夫なんでしょうか。いけないんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（磯田照美君） 先ほどのことですけれども、6月1日の消防演習のときに機械器具点検とかあとは通常点検、あとは操法をやりたいということで、分団長からは申し入れがありました。それに基づいて私たちのほうで町の運動場、あとは学校等使用できないかということで申し入れをしたんですけども、結局車両がグラウンド内、校庭内に入るとわだちができてしまうんですよ。それを今度直すということになると莫大な費用がかかるということになりますので、現在グラウンドの土が固まっていないとかそういうことがありまして一応遠慮してくれないかという申し入れを受けて、団長と相談してことしは見送るということで、次の来年あたりからは実際に訓練とかそういうので実施したいということで協議していました。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 震災前も学校で実際訓練をしたり、その雨上がりすぐだとわだちができるので、できるだけ遠隔、外のほうを回って消防車両は入れるようにとか、できるだけトラック内には車両を入れないで訓練等だけで使用するとかという、今の答弁を聞いて、確かに今土を入れたばかりでまたぐじゃぐじゃにすれば膨大な金がかかるというのもわかります。

ただ、そのやはり団というのは、私も今所属しておってやはり訓練をして規律を整えたり統制をとったりするというのが、日常的なものとして仮設の屯所ではなかなかできないということもあるので、年1回の演習なので。今の答弁を聞いて来年には何かしらの訓練ができるのかなといったところもありますので、今の財政だとか団員の確保も確かにそのとおりなんですけれども、やはり団というのは日ごろの統制だったり訓練だったり、夜、夜中でもなんでもサイレンが鳴ったら飛び出ていく意識というのは、やはり訓練なしにしてはならないと思うんですね。そういうフォローをきちっと当局でも考えていただければなと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 休憩いたします。3時まで。

休 憩 午後2時47分

○

再 開 午後3時00分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

消防費、ございませんか。進行します。

10款教育費2項小学校費。（「進行」の声あり）進行します。

3項中学校費。（「進行」の声あり）進行します。

4項社会教育費。進行します。

5項保健体育費。進行します。

11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） ここを進めるに当たって、地権者も町職員も町長も先に行くにも戻るにも大変な状況、そういうことじゃないかなと思っております。そして、この収用委員会に提訴という形、これは権力の使い方という形になるんですね。土地収用に関しては。そういうことに関して、ここは多分沢山地区かなと思うんですが、そのほかもあるかもしれませんけれども、ここの土地地権者との交渉について、町長は地権者とどのような話をなさったか。回数とそれをもしよければお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 地権者の方とは2回ほど面談しております。話はしております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 私がお聞きしたのは、町長さんがその地権者との話し合いをした

かどうかということです。なぜこういうことを申しますかといいますと、1つの例を挙げて言いますが、場所はちょっと違いますけれどもうちの基礎コンクリ、それを撤去するに当たって地権者の1人がまだ判こを押していなかった。だけれども、取ってしまった。そこで、ちょっとトラブルになったらしいんですけども、なぜかといいますとここの町職員は業務執行のために一所懸命、そのことがいっぱい頭にあります。ここの撤去された地権者はどういう心境にあったか。津波に流されて、そして家族がまだ行方不明で見つかっていません。そして、何もない状態でそこで暮らしたあかし、家族とのつながりが基礎コンクリートだったんですね。それをいずれ町のほうからはその撤去するに当たって何らかの連絡があるはずだとそういう思いで、そのときぎりぎりまで判こも何も押さない。それが家族とのつながりだとそういうつもりでいたんですけども、ある日突然なくなった。そこでかっとなったと。それで売り言葉に買い言葉。その交渉に当たった職員は、やっぱり業務執行ですのでその業務に対して一所懸命なわけですよ。被災者の心まではなかなか権限がないし。ですから、地権者の交渉は、まず基本的には金額とか細かい部分はさておいて地権者の心をしっかり把握し、そして町の計画はこういうことだよと。それは町長としての大きな権限、それで交渉すべきではないかなと。

このことに関して、私は町長と平成24年11月にどういう問題があるか、そして町民はどのように思っているか。そういうことをお話しに行きました。そして、そのときにチラシをつくったんですけども、今見てみればやはりちょっと興奮した過激なチラシだったなと思って、町長の気持ちを逆なでするような部分もありました。ですが、やっぱり町の人たち、町長は自分ご自身の本でも書いてあるとおりの多少遠回りになってもやっぱり町民の合意をきちんととって進める。そういうお話でございます。ですから、ここは今後交渉はまだまだ、教育委員会ではずっとうまくいっているような話で答弁なさっていましたがけれども、なかなか進まない。ぎりぎりになってこういう収用というのは、これはちょっと私に言わせれば怠慢じゃないかな、そんな感じも覚えますし、そして町長はいろいろな人たちからいろいろなことを言われて、私と違ってすごく迷ったり苦しんでいる面もあります。しかし、迷ったり苦しんだらやっぱり原点に戻って物を考える。そうした思いで地権者と交渉に当たってほしい。そして、最高責任者であることによって、町長の判断でどうにでもなるわけです。実際新町とかああいうところで、まだ地権者が反対、あるいはさまざまなことで同意を得ないというそういう状況もあります。

きょうその地権者と会いまして、私の名前を出してもいいからちゃんとしゃべってくれと。売り言葉に買い言葉、そういうことではありますけれども、まちづくりに反対するわけじゃない。そういうことを言っていました。沢山地区の人たちの大方の人もまちづくりに絶対反対というかどうしても仕方がない。それには賛成せざるを得ないとそういうところもあります。ここの地権者の話をちょっと聞きましたけれども、1つは収用委員会にかけるべき、あるいはかけてもいいという事案とこれはかけてはだめだなとそういう事案があります。そういう面で、私もこれに賛成しようか反対しようかすごく悩んでいます。ただ、全体的なことでやるべきことがいっぱいあるし、一括採決されたらちょっと本当に悩むところです。ただ、予算は通ったからこれは執行できますと簡単に考えられては困りますし、それで町長はどのように考えているか。地権者と会う気がございますか。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 先ほどちょっと答弁足りなかったと思うんですが、町長は2回ほど会っています。そして、その協力をお願いしたりいろいろな説明したりして理解を求め。そういう話し合いをしております。こういった形で広大な面積を買収しなければならないという事業なものですから、いろいろなことがあります。そして、それぞれ当然地権者においては、その土地に対する思いというのは当然あります。そういった部分もあるので、当然時間をかけてなかなか理解を得られるように説明をしていかなければならない。そういった部分がございます。そういった部分で、今回はその予算措置、こういったことはしております。それについては、当然我々は今お互いテーブルについて話し合いはしています。そういったことでもう少し時間があればという部分もあるんですが、ただその28年4月に開校しなければならないといった時間的なある意味一方ではそういった制約もあると。そこら辺がちょっとつらいところなんですけど、もう少し時間があればという部分はあるんですが、ただ今言うとお互いに今はテーブルについて話し合いをしています。何も収用だけが方法だという話ではなくて、そういった部分でやって余りこう話をするのはどうかと思うんですが、今代替地を示したりそういった話し合いまで行っているところなんです。だから、そこら辺でこの話し合いはずっとこれからも大切にやっていきたい。当然その地権者の思いも大切にしながら交渉はしていきたいとそういうふうには思っております。ただ、時間的なこともあるので備えも必要かなという部分で今回は予算措置しているんですが、あくまでそれは備えのために。今

の状況からいけば当然地権者との交渉のほうを大事にこれからも続けていくとそういう状況でございますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。

町長が答弁に立って、私が行きましたと言うのだと思ったので、別の方が答えるので町長が何で行かないんだとそういう疑問を持ったわけなんです。これは、全体的に集まったときに町等が懇談したわけじゃなく、個々に会っているということによろしいですか。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 町長室に来ていただいて面談したときもあれば、自宅を訪問して理解を求めるといってお話ししたということもございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。15款復興費1項復興総務費。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 特別ここにかかわるものではないですけども、一つのこれからの小中一貫校に向けてのことで復興も絡まったの話なんですけれども、今前回も東梅議員だったか誰だったかわからないが、いろいろ学校林の問題とかお話しになった経過があるんですけども、その後さっぱり進捗状況が見受けられないと言えば見受けられない。今のこの時期だからこそそういう木の伐採だとかそういうことも、確かに木は安いですよ。安いけれども、今やらなければますますだめになっていくんではないかなとそういう思いで私は質問しているんですけども。もちろん山に行くのは大変ですよ。蚊に食われて。でも、それはそれにしてもやるときやらないといつまでももう少しもう少しと思っているうちに、木のほうで倒れるときも雪倒れするときもあるしさまざまありますから、伐期はとうに迎えてやっている状況だから、その辺のところもこれからの一つのそれこそ校舎に使おうと何に使おうとそれはわかりませんが、それなりだけでも、その辺のところを考えながら山の手入れと言えはなんですけれども、ある程度の木を切りながら手入れをしていくのも必要だと思いますので、何か考えがありましたらばお伺いします。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 学校林の関係なんですけど、ある程度手を入れなければならないというところもあります。山の奥のほうにあったという部分もありますが、今回小中一貫校とかそういった部分もありますので、そこら辺で使うということもあれば、ある

程度木を切ったりそういったこともしていかなければならない。また、そのほかに残った部分についても手入れをしないと、そのまま放っぱりな状態になっているものですからそこら辺は考えていきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 災害復旧費の中で、さけます孵化場のことについてお伺いします。いいでしょう。だめか。まだか。

○議長（阿部六平君） まだです。

○10番（後藤高明君） まだですか。済みません。じゃ、いいです。

○議長（阿部六平君） 進行します。2項復興推進費。進行します。

4項復興農林水産業費。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） ふ化場をほとんどの方はわかっているわけけれども、わからない人も何人かいらっしゃるんで、かつては漁業協同組合の経営だったんです。組合の再建のために町がかかわっているわけですけども、それで果たして今の場所で面倒くさい言葉で言えば立地です。あそこの場所でいいのかどうかと。いろいろ総合的に考えていきますと、今回の震災で例えば中学校の跡地に屋敷前の県営住宅だとか大槌消防署だとか、ちょっと行くともう個人の住宅なんかもたくさん建っていますし、そういう中であそこの場所でふ化場を維持していくというのは、ちょっとふ化場というそういう性質からいってふさわしいのかどうかということを考えるんですが、それでもうちちょっと突っ込みますと一番は水の問題です。源水川はもう渇水しているし、現在使っているふ化場の水というのは皆さんご存じだと思うんですが、今の中学校の校庭の奥のほうの隅からくみ上げているんですね。それが今度の県営住宅の関係はどうなっていくのかとか考えてみると、何かいいことさっぱり。しかも、今度ふ化場の水槽部分は、かつてふ化場公園、町民の憩いの場だったんです。秩父宮初めいろいろな皇室の関係もありますし、今回こう見ますと予算額結構2億円ばかり使うのかな。だから、私の希望はどこでもいいが、ちょっとふ化場にふさわしい場所を選択していったらどうかなと思うんですけども、その点についてお願いします。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 漁協が経営する前は議員もご存じのとおり前は町営のふ化場、サケだけでなくニジマスもしてございました。私も中学校のころ、あそこの釣り堀によく行ったのを今でも記憶してございます。公園自体も桜の木があつて憩いの

場であったということも重々承知してございます。

その名のとおりあそこの公園については、ふ化場公園という形で町民の方々にも親しまれておりますので、実は第1ふ化場、手前のほうのふ化場については旧漁協が破産する前に水産庁の補助復旧事業を入れまして、1億円弱の事業費を導入して既に改修してございました。その後の管理については町でということですので今回来ておりますが、議員おっしゃるとおり再三いろいろ指摘もあるとおり公園自体が体をなしていないような状況、特に今のふ化場の工事とかいろいろ住宅等の資機材等を置いた形でなかなか環境は余りよろしくないんですが、将来的にはあそこにふ化場が設置になれば、公園が整備されれば、以前のとおりふ化場公園という形で町民の憩いの場になると思いますので、もうしばらく時間をください。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） それで、この間もびっくりしたんですが、これは津波だと思っただけでも、結構この一帯にモミの木があったんですね。全部山林火災で焼けてしまって、たった1本ふ化場にあったんです、モミの木が。それもこの間見たら枯れているし、イトヨで秋篠宮かな、何遍も訪れて、そこも全然見る影もないし、だから今安心しましたけれども、将来的にはやっぱりふ化場らしい場所に移すように頑張っていたきたいなど。以上で終わります。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 冒頭、総務部長の内容説明の折、ここの欄で町産材云々かんぬんという言葉が聞こえてきて、その中で備品購入費が今回ここに計上されております。金額9,720万円ということで多額なわけでございますが、この内容を教えていただきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） これは、復興交付金の効果促進を活用させていただく事業でございます。既に農業の施設については、共同のコンバイン等については町が備品を購入して農業者の方々に貸与してございます。これと同じ方法で林業についても効果促進が使えるということで、今現在復興庁とヒアリング申請等もしてございます。内容につきましては、今町内で町有林につきましては前に議会にも提案したとおり主に新山ですが、伐採の契約を済ませまして今、今後3年間ですが、随時伐採していくということで供給体制はとっておりますが、肝心の加工する側の供給する側の体制がまだ整

ってございません。それで、昨年ですが、大槌町の町産材活用組合、これは町内の伐採業者さん、製材業者さん、それと釜石の森林組合、合わせて6業者が1つの組合を設立しまして、これらの町有林を含めた町産材の有効な活用を図るということで組合を立ち上げてございます。

今回この予算に計上しておりますのは、町産材、町有林、民有林を含めた今後の事業に特に防集土地区画整理等を行えば、公共事業だけでなく個人の住宅の需要も今後ふえてまいりますので、これらにも町産材をスムーズに活用できるようにということで、この活用組合に対して町で貸与するという方法で今復興庁に説明してございます。これについては、まだ正式な決定ではございませんが、内容については理解していただきました。主なものとしては、木材の操車つきの帯鋸盤というもの、ちょっと金額が大きいんですが、これとあとは木材の乾燥機、それからボイラー、それとそれらの資機材を保管するシートハウス、テントですが、これが2基ですが、これらをあわせて町で購入して活用組合に貸与するという内容のものでございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。今回のこの復興に町の木材を使うということは、これはやはりいいことだとは思いますが。コンバインの関係は、農業者に貸与ということで今回は林業関係者にこの機会を買って貸し与えるということですよ。貸し与えるですよ。貸与はね。ですので、金額も1億円ということなんですけれども、例えば私は素人なのであるが、私のすぐ向かいに昔製材所があったもので、結構なスペースと建屋なんかも必要になってくると思うんですけれども、そういうものに関してはこの活用組合が用意するのか、あるいはもう既に6業者をもって組合が成立しているから、この6業者のいずれかのところで全てそのようなスペースなり建屋がもう準備なされているのかどうかということなんです。新たにそのまたスペースを探したり建屋を建てたりとなると、またその業者さんとも新たな負担が、この1億円余りの機械を入れるためにまた新たな投資をしなければいけないということも考えられますので、そこら辺の内容をちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） これらの備品で購入したもの、貸与したもの、その設置場所については、あくまでも組合で協議してもらうことにはなりますが、ただ前にちょっと総会のときに打ち合わせの段階では、もし場所が必ずしもない場合には町有地も

検討してみたいんだがという話は受けております。ただ、いずれにしても設置場所については、組合と協議してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 今先ほど学校林の利用のことも野崎議員から出ました。また、町有林にも伐期を過ぎた材料があると。また、民間にも結構この伐期を過ぎているものがあるわけですね。ですので、例えば自分の山の木を提供するが、この組合にですね。ぜひ自分のところの材料も使ってもらいたいという民間、個人の山主さん等からそういう申し出があった場合、これはやっぱり公共的なものであるから町有林だけ優先だよということは、なかなか私は断り切れないと思う。ただ、みんな申し出を全部受けたら幾ら復興事業といえどもオーバーフローするんじゃないかという、またみんなものを受けたらオーバーフローするかもしれない。そこら辺、町有林、学校林の活用はこれは大事であります。やはり今回のこの復興事業の関係で民間の方々、個人の方々も自分の木材を伐期で切りたいという申し出等もあると思いますので、そこら辺も整理した中でこの活用組合、そしてまた民間の山主さん等がうまく木材を融通し合ってもらえれば最高にいいのかなと思いますけれども、そこら辺まではまだ詰まっていらないかな。それとも、もう既にその辺までを考慮した中で進めようとしているのかな。そこら辺、お聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） あくまでも町産材でございます。町有林、学校林だけでなく民有林も当然この施設を使って有効利用をするということでの前提でございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。岩崎松生君、復興農林水産業費のほうですか。

○11番（岩崎松生君） そうです。

○議長（阿部六平君） わかりました。

○11番（岩崎松生君） 済みません。みんな疲れているところ。

共同利用漁船等の復旧支援対策事業、これについてまずあとどのぐらいの方々がこの漁船というものを求めているのか。申請があるのか。まずお伺いいたします。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 今回の補正は、実は当初予算で共同漁船については申請してございましたが、具体的な申請金額が確定しまして、その段階で金額の保持を

ということでございます。今回の船隻につきましては、新造船12隻、中古船の修繕が1隻、合わせて13隻の需要でございますが、一応今後の見込みとすれば、実は来年度も含めた要望調書をとっておるんですが、今のところ今は出てきておりません。今大体震災前の被災した漁船からすると大体半分ぐらい、50%ぐらいの復旧ではあるんですが、前にもちょっと議会で説明しておるんですが、1経営体で2そう、3そう持っている方々はその合計した規模に合わせて一層規格の大きなものを購入したということもあって、今のところ今後の希望については出ていない状況でございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） そうですね。もう3年もたつのでそろそろ皆さんに船も行き渡ったかなとこのように思っておりますが、ただ今後共同利用している船、これらを漁業者がどのぐらい、養殖事業者がどのぐらいの方になるのかわかりませんが、何年後かには払い下げとかそういうことがあるのかどうなのか。そういうことを考えておるのかどうかというのをお願いします。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 今回のこの共同漁船の内容は5年間とりあえず漁協が取りまとめをして、そして各漁業者に共同という形で一応リースするという形になってございます。そうすると、5年後以降については、その段階で個人のものとのやりとりが今後出てくると思います。具体的なスキームについては、まだ国、県から説明されておりませんが、あくまでも5年という目安で国から提示されております。

○議長（阿部六平君） 進行します。5項復興商工費。進行します。

6項復興土木費。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 復興土木費のがけ地近接等危険住宅移転事業ということで、これは場所はどの辺になるか。件数と。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 淳君） がけ地近接等危険住宅移転事業補助金ですけれども、この補助金は災害危険区域内の居住者が防集団地以外の町内他方へ自己住宅を再建する場合の建築借入金、これは建築費、土地購入費、造成費になりますけれども、それに係る償還利息の相当額、それとあとは危険住宅の撤去分と引っ越し費用相当額を補助金として交付するものになっております。平成26年度においては、35件を予定しております。以上です。

○議長（阿部六平君） 進行します。7項復興都市計画費。進行します。

8項復興用地建築費。進行します。

11項復興社会教育費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この場所で補正額が大変大きくて8,760万円。水循環解析調査業務委託料、これの内容についてお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 先ほどの農林水産業費のサケのふ化場のところでちょっと水のことについて触れられていましたが、文字どおり水循環の解析調査ということです。

議員ご存じのとおり町の中に湧水がたくさん湧いているということなんですが、実は湧水のみならず地下水脈というのがあるということをご存じだと思います。ちょっと話がそれるかもしれませんが、江戸時代に江戸が大きな町になったときに、当時の徳川家康というのは江戸の町の利水、治水のために利根川の水系を変えるということがありました。そんなときに地下水脈は江戸湾の中に流れ込む、今でもその地下水が湧くということによって東京湾の魚介類等々が非常にいいという状況があります。と同じようなことが実は大槌でも起きているということがわかっています。

森は海の恋人という表現がありますが、川を養分が伝うだけではなくて、地下水脈が海の環境資源にも相当大きな役割を果たすということで、もちろん産業振興等直接的な関係性だけを求めることではなくして、これが観光も含め生涯学習的なものも含め、郷土の資源ということも含めたものを資源としてきちんと確認をする。今回求めるところを見ますというと、地下水脈が見える化するということです。表層水は川を流れていることによって見えるんですが、地下水脈については、なかなか上から見ることはできない。それが、東京大学とか中央大学等々いろいろなところが技術開発をすることによって、地下水脈が見えるということが可能になったということがあります。

ですから、今後復興のまちづくりということの暁には、その水をどう生かせるかということの可能性もその中から引き出せるということが今回の調査目的の中に大きくあるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 大変難しくてわかりづらい面もあるんですが、この地下水脈というところでは湧水との関連性も含めて調査をするということによろしいのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 今私たちが見ている町の中に200カ所はあるだろうという当時の生活の各家庭の中の井戸なんです、それらは基本的には地下30メートルぐらいのところから自然に湧き出しているという水なんです、ご存じのとおり地下水というものが幾つもの層をくぐって地下に埋没していく。それが最終的には海に流れていくということになっているわけなので、それが今湧き出しているものを今後かさ上げ工事で一部それらは出なくなるということには当然なるわけですが、今有効に出ている須賀町、栄町地区の湧水をどう活用できるかということも含めて、今後の仮にかさ上げ工事等々がいわゆる悪影響がないということも確かめながら進めていくということをして今回の中で求めていくことができたらいいかないと考えています。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 大変この復興の中で地下水脈が見えるような形でということであるんですけども、正直な話、今防潮堤を含めて水に対する影響度とかいろいろあるんだろうとは思いますが、ただ金額が大きかったので大変びっくりしたわけなんですけれども、この辺をやっぱり大槌は、この湧水を含めて水の環境が大変すばらしいという先生方の報告も出ている部分があります。そんな中で、どこをどう流れているという形が見えるというのはすばらしいことなんだろうなと思っています。

ただ、それを含めて今後のまちづくりに具体的にどういう形で生かすのか。これが今その調査するということでは重要になってくるのかなと。これをぜひ復興の中で生かすという形のものにしてほしいなと思うんですが、その辺、生涯学習課長、生かす形で見えるという形と両方兼ね備えた形でできるでしょうか。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） この事業を実施するに当たっては、役場の内部でもいろいろと協議を経ました。今こういう時期にこの水脈調査が果たして有効なのかどうかということについても、いろいろな意見が出されました。

しかしながら、今後町の特性であるこの水をいかに生かすかということ考えた場合には、水がどんなものであるかという究極のところを極めておくということがきっと必要になるのでないかなと。そうすると、それが町の住民にとっての誇りでもあるだろうし、未来への財産としても生かせることにはきつとなるかなということになりますという、先ほどの後藤議員からの質問がありましたように、ふ化事業にどんなふうにか

せるかということ、あるいはこれからのいわゆる水産業もそうですが、水産加工等々の水利用ということも含めて、どれだけの資源の維持ができるのかということなどもきくと見えてくると。もちろん大槌はありがたいことに集水域が全て大槌町大槌川と小槌川にきています。中間にほかの自治体が入っているわけではないので、町1つとして完結ができるという意味でも、今後のたまたま3月に国では水循環基本法などができていて、これからますます水の重要度というのは高まっていくということが見えてきているわけですから、それを先取りする形で町がこの水のことをどんなふうにも未来のまちづくりに生かしていけるかということの一つ示す形に持っていくことが極めて大事なことだと考えています。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） この効果促進社会教育費ということで、前からいろいろな話を聞いていてあれなんですけれども、これはイトヨとは関係ないお金なのか。俺、どこにイトヨ出てきたかなと思って見ていたんですけども、これには関係ないんですね。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） この調査のいわゆる端緒となったのが、今小松議員おっしゃるように先ほど後藤議員からも出ましたけれども、源水川の水量が落ちているということがありました。その原因は何かということも含めて、こういった水脈調査をすることによって水の復活ということが可能になるならば、ふ化場にとってもイトヨにとってもいわゆるウイン・ウイン関係が成り立つのかなということも、その先のゴールの中には含めているということもあります。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 水を分析すればという話であれなんですけれども、私はこの予算の中には本当にイトヨの言うなればいるふ化場、昔はあのふ化場の釣り堀があったと次長が言っていたけれども、あのとときの釣り堀があって、その下は深かったですよね。今は本当に泥沼化になっているが、そういう泥の生態系というものの復活とかいろいろなものに対しての予算も入っているんだと思っていただけども、これは全部、再度聞きますけれども、この調査費だけに使うんですか。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 当初役場内部でいろいろなことをこの事業を進めるといったときに、効果促進を上手に使えないかという話になった際に、今議員が質問にあり

ましたように調査だけでいいのかということがありました。なので、調査のみならず次の展開ということも含めた一部面整備的なものも含めたものをこの実施の中に組み込むことができればいいなということは、今内部では考えてこの事業費を盛っているということですが。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 今の小松議員に関連して、ちょっとさっき言い忘れたんですけども、あのふ化場の上流隣、あそこの隧道工事で東和建设かな、大きい飯場が建って、かつてはあのあたりから水が来たんですよ。記憶にあるかどうかかわからないですけども、昔は大槌川の水を水路で引っ張ってきたんです。証拠ありますか。あなればいいなと思うんですよ。そうすれば、ある程度ふ化場の水の問題は解決されるんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 実は、昔確かに大槌川から頭首工を通じて水路があってふ化場につながっておったんですが、今はこれは先日議会の後に漁協からも確認したんですが、今は直接川からの水はふ化場には適さないんだそうです。やはり病気がすぐ発生する関係もあって、実際には今全部水をくみ上げて幾ら河川に近くても水をくみ上げるということで、それであそこの水路を常時建設課かな、都市計画のほうで工事、調整する段階で漁協に照会があった段階では、ふ化場では特に使いませんということで協議した経緯があるということを確認しておりました。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 済みません、何遍も。わかりました。ふ化はだめだと。どうなんですか、イトヨなんかは川水で。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 町の天然記念物ということなのでそのことに関して言いますと、基本的にイトヨは冷たい12度、15度程度の水温の水でなければ生息ができないということですから、基本的に彼らは湧水の川にすむ、湧水の湧き出るところにすむという魚であるということをご承知おきいただきたいと思います。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。12項復興支援費。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） ここの大槌町納骨・慰霊の場建設事業、これは基本設計、場所と

かなんかまだ決まっていませんよね。一応その仮の段階で設計という形なんですか。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 納骨・慰霊の場についてでございます。これは、今回予算に盛り込んでおりますのは設計費用でございますが、現在その前段階ということで、基本構想ということで今業者に発注して構想を練っている段階でございます。その中では場所についてもある程度特定をして決めていくこととしておりまして、現時点で予定をしておりますのは、城山の上の中央公民館の駐車場の一角、海の見える場所を想定しているところでございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 場所、そういう話はちょっと聞いていたけれども、あくまでも納骨ですから、やっぱり納骨となれば住職さんが住んでいるところのほうが私は一番いいと思うんですよ。だから、江岸寺さんのほうで再建する。または大念寺さんもある。やっぱりいろいろな人の例えば骨、遺品があるとすれば、それは宗教はいろいろあるとは思いますが、だから城山がいいんだと言われてそういうわけにいかないと思うんですよ。ここはあくまでも県から指定された山であって、そしてこの確かに慰霊碑もありますけれども、骨はありませんよ。だから、そこらをちゃんと考えて場所はやっぱり納骨となれば、袈裟をかける人が住んでいるお寺さんを利用する方向に持っていったほうがいいんじゃないかなと思います。その辺は今後相談しながらよろしく願います。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 今回のこの納骨・慰霊の場の計画に当たりましては、やはり我々だけでは決められないと思っております、実際に今ご遺骨を管理されている仏教会の皆様と頻りに意見交換をしながら進めているところでございます。

その中のご意見として、やはり来た方が安心して手を合わせて亡くなった方へ思いを寄せられるような場所がいいということとかいろいろご意見をいただいて、それを踏まえて今基本構想を練っているところでございます。追って設計が進みましたらば、具体的なもう少し絵もお見せできる段階になろうかと思いますが、引き続き仏教会の皆様やあとは議会とも意見を交わしながら計画をまとめてまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第60号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

保留となっている答弁がありますので、発言を許します。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第56号の審議の際、東梅康悦議員からご質問があった件についてお答えをしたいと思います。

昨年度の私用車の件数ですけれども、出張等の件数は全部で76件ございます。ただし、帰任、赴任とかという形で応援していただいている方々が60件、そのほかに出張等で16件ということであります。

○議長（阿部六平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時47分

○

再 開 午後3時52分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま請願審査報告及び閉会中の継続審査並びに議員の派遣についてが追加提出されました。会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

○

追加日程第1 請願審査報告

○議長（阿部六平君） 追加日程第1、請願審査報告を議題といたします。

請願第1号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願書について、総務教民常任委員長の報告を求めます。阿部義正委員長、ご登壇願います。

（総務教民常任委員長 阿部義正君 登壇）

○総務教民常任委員長（阿部義正君） それでは、請願審査結果報告をいたします。

請願第1号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願書について、審査結果を報告いたします。

本請願については、今期定例会において付託されておりましたが、去る6月6日に委員会を招集し、審査いたしました。持続可能な医療提供体制の確保や安心・安全な医療・介護を進めるためには、看護師などの夜勤交代制の勤務環境を改善し、医療従事者の増員や介護職員の増員を図ることがぜひとも必要であると思われることから、委員会はこれを採択することと決定いたしました。審査結果につきましては請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） お諮りいたします。

本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

請願第1号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願書を採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本請願は採択するものと決定いたしました。

追加日程第2 閉会中の継続審査申出書

○議長（阿部六平君） 追加日程第2、閉会中の継続審査を議題といたします。

総務教民常任委員長から請願第2号ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加日程第3 議員の派遣について

○議長（阿部六平君） 追加日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

本件については、議会運営委員会で調整されておりますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、大槌町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配付の平成26年度議員派遣一覧表のとおり、本議会から議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、本議会から別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午後3時59分

再 開

午後4時14分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま発議案第1号が追加提出されました。会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 発議案第1号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）の提出について

○議長（阿部六平君） 追加日程第4、発議案第1号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部義正君。

○総務教民常任委員長（阿部義正君） それでは、提案理由の説明をいたします。

発議案第1号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）の提出について提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、今期定例会において請願第1号として提出され、先ほどの本会議において採択されましたことから、意見書を提出することにいたしました。

提案の趣旨は、意見書（案）のとおりでございますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） お諮りいたします。

本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

発議案第1号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

平成26年第2回大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後4時17分

上記平成26年第2回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員